令和２年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

令和４年３月

環　　境　　省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年７月１６日法律第１０５号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計１２７地方公共団体からの報告に基づき、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間を対象に

（Ⅰ）特定施設の届出等の状況
（Ⅱ）特定施設に係る規制事務実施状況
（Ⅲ）設置者による測定結果報告状況
（Ⅳ）土壌汚染対策の状況
（Ⅴ）都道府県・政令市における条例制定状況

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和４８年１０月２日法律第１１０号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係１３府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排出水が１日当たり最大５０m^3以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

令和４年３月

環境省水・大気環境局総務課
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目　　次

Ⅰ．特定施設の届出等の状況 ・・・・・・・・・ 1
Ⅱ．特定施設に係る規制事務実施状況 ・・・・・・・・・ 5
Ⅲ．設置者による測定結果報告状況 ・・・・・・・・・ 7
Ⅳ．土壌汚染対策の状況 ・・・・・・・・・ 9
Ⅴ．都道府県・政令市における条例制定状況 ・・・・・・・・・ 9

図 表 目 次

図１　特定施設数の推移 ・・・・・・・・・ 1
表１　大気基準適用施設に係る届出等の状況 ・・・・・・・・・ 2
図２　大気基準適用施設の種類別割合（令和２年度末現在） ・・・・・・・・・ 2
表２　水質基準対象施設に係る届出等の状況 ・・・・・・・・・ 3
図３　水質基準対象施設の種類別割合（令和２年度末現在） ・・・・・・・・・ 4
表３　規制事務実施状況 ・・・・・・・・・ 6
表４　設置者による測定結果報告状況 ・・・・・・・・・ 8
表Ⅰ－１　大気基準適用施設の届出等施設数（全国） ・・・・・・・・・ 10
表Ⅰ－２　水質基準対象施設の届出等施設数（全国） ・・・・・・・・・ 11
表Ⅰ－３　大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国） ・・・・・・・・・ 13
表Ⅰ－４　大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国） ・・・・・・・・・ 14
表Ⅰ－５　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国） ・・・・・・・・・ 15
表Ⅰ－６　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法－全国） ・・・・・・・・・ 16
表Ⅰ－７　水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域） ・・・・ 17
表Ⅰ－８　大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別） ・・・・・・・・・ 18
表Ⅰ－９　水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別） ・・・・ 38
表Ⅰ－10　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県・政令市別） ・・・・・・・・ 60
表Ⅰ－11　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－都道府県・政令市別） ・・・・・・・・ 70
表Ⅰ－12　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)－都道府県・政令市別） ・・・・・・ 80
表Ⅰ－13　適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国） ・・・・・・・・ 102
表Ⅰ－14　その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国） ・・・・・・・・ 102
表Ⅰ－15　適用除外等の状況（大気関係・水質関係－都道府県・政令市別） ・・・・・・・・ 103
表Ⅰ－16　その他の届出等の状況（大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別－都道府県・政令市別）
・・・・・・・・ 104
表Ⅱ－１　報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国） ・・・・・・・・ 106
表Ⅱ－２　命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国） ・・・・・・・・ 106
表Ⅱ－３　排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国） ・・・・・・・・ 108
表Ⅱ－４　大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 ・・・・・・・・ 109

表Ⅱ－５　水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況　・・・・・・・・ 112
表Ⅱ－６　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）　・・・・・・・・ 113
表Ⅱ－７　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）　・・・・・・・・ 122
表Ⅲ－１　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）　・・・・・・・・ 133
表Ⅲ－２　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・全国）・・・・・・・ 134
表Ⅲ－３　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）　・・・・・・・・ 135
表Ⅲ－４　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・全国）・・・・・・・ 136
表Ⅲ－５　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）・・・・・・・ 137
表Ⅲ－６　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県・政令市別）・・・・・・・ 153
表Ⅲ－７　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県・政令市別）・・・・・・・ 163
表Ⅲ－８　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）・・・・・・・ 177
表Ⅲ－９　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）・・・・・・・ 191
表Ⅲ－10　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－都道府県・政令市別）・・・・・・・ 192
表Ⅲ－11　設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）・・・・・・・ 194
表Ⅲ－12　設置者による測定結果の公表状況（大気関係・水質関係－全国）　・・・・・・・・ 194
表Ⅳ－１　環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等（全国）　・・・・・・・・ 195
表Ⅳ－２　土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）　・・・・・・・・ 195
表Ⅳ－３　報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）　・・・・・・・・ 196
表Ⅳ－４　報告徴収及び立入検査等件数
（土壌関係／特定事業場種類別－都道府県・政令市別）・・・・・・・ 197
表Ⅴ－１　都道府県・政令市における条例制定状況（全国）　・・・・・・・・ 201

Ⅰ．特定施設の届出等の状況

１．１　特定施設の届出等施設数（表Ⅰ－１、２、図１）

表Ⅰ－１に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表Ⅰ－２に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をまとめた。

令和３年３月３１日において、大気基準適用施設数は８，３３９、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて３，３９５である。事業場数は、大気関係が５，７７２、水質関係が１，４３５である。

また、法第３５条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）[注1)] を加えると、大気基準適用施設数８，３５０、水質基準対象施設数３，４００であり、事業場数は、大気関係５，７７８、水質関係１，４４０である。

法施行後の特定施設数の推移を図１に示した。平成１４年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準対象施設は平成１７年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。令和２年度は大気基準適用施設、水質基準対象施設とも前年度から若干の減少となった。

注１）法第３５条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

図１　　特定施設数の推移

１．２　特定施設の届出等の状況（表Ⅰ－３～７、表１、２、図２、３）

（１）大気基準適用施設

表Ⅰ－３に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表１）。

表１　大気基準適用施設に係る届出等の状況

法に基づく施設	令和元年度末の施設数		８，４８６
	令和２年度中の推移		
		設置届出［新設（法第１２条第１項）］	１３４
		使用届出［既設（法第１３条第１項）］注２）	４
		規制対象規模未満への変更届出（法第１４条第１項）注３）／使用廃止届出（法第１８条）［廃止等］	２８５
	令和２年度末の施設数（事業場数）		８，３３９ （５，７７２）
鉱山保安法等関係法令施設	令和２年度末の施設数（事業場数）注４）		１１ （７）
計	令和２年度末の施設数（事業場数）注５）		８，３５０ （５，７７８）

注２）既設の未届施設で、令和２年度に新たに届出がなされたもの。
注３）法第１４条第１項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。
注４）都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。
注５）事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（１事業場）を除いた値である。

令和２年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く７，４４６施設であり、全体の８９．２％を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設７４８施設、製鋼用電気炉９６施設となっている（図２）。

図２　　大気基準適用施設の種類別割合（令和２年度末現在）

また、各施設の基準適用状況を表Ｉ－４にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が４，０７２施設（法施行前設置４６９施設、法施行後設置３，６０３施設）、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が４，２７８施設となっている。

（２）水質基準対象施設

表Ｉ－５に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた（表２）。なお、法に基づく届出等の状況及び鉱山保安法等関係法令施設の状況を表Ｉ－６に、瀬戸内海法に基づく届出等の状況を表Ｉ－７にまとめた。

表２　水質基準対象施設に係る届出等の状況

<table>
<tr><td rowspan="6">法及び瀬戸内海法に基づく施設</td><td colspan="2">令和元年度末の施設数</td><td>３，４５３</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和２年度中の推移</td></tr>
<tr><td></td><td>設置届出・設置許可 注6）
［新設（法第１２条第１項・
瀬戸内海法第５条第１項）］</td><td>４６</td></tr>
<tr><td></td><td>使用届出 注7）
［既設（法第１３条第１項・
瀬戸内海法第７条第２項）］</td><td>１</td></tr>
<tr><td></td><td>規制対象規模未満への変更届出・
変更許可 注8）
（法第１４条第１項・
瀬戸内海法第８条第１項）
使用廃止届出
（法第１８条・瀬戸内海法第９条）
［廃止等］</td><td>１０５</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和２年度末の施設数（事業場数）</td><td>３，３９５
（１，４３５）</td></tr>
<tr><td>鉱山保安法等関係法令施設</td><td colspan="2">令和２年度末の施設数（事業場数）注9）</td><td>５
（５）</td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="2">令和２年度末の施設数（事業場数）注10）</td><td>３，４００
（１，４４０）</td></tr>
</table>

注６）瀬戸内海法に基づく許可等を含む。
注７）従来からの水質基準対象施設の未届施設で、令和２年度に新たに届出がなされたものを含む。
注８）法第１４条第１項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第８条第１項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。
注９）都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。
注 10）事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（０事業場）を除いた値である。

令和２年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿

式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が１，５６３施設、灰の貯留施設が８４２施設であり、合わせて、全体の７０．７％を占めている。ついで、下水道終末処理施設が２３５施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が２１８施設となっている（図３）。

図３　水質基準対象施設の種類別割合[注)]（令和２年度末現在）

注）法と瀬戸内海法の合計

１．３　都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況（表Ｉ－８～１６）

表Ｉ－８に大気基準適用施設、表Ｉ－９に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下同じ。）。

鉱山保安法等関係法令施設について、表Ｉ－１０に大気基準適用施設、表Ｉ－１１に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表Ｉ－１２に施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第３５条第２項に基づく国の行政機関の長からの通知、法第３５条第３項に基づく都道府県知事又は政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）からの要請[注11)]及び法第３６条第２項に基づく都道府県知事等による資料の送付等協力の要求又は意見具申の件数は表Ｉ－１３に全国の状況を、表Ｉ－１５に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

１．２に取りまとめた届出以外の届出（以下「その他の届出」という。）等の状況については、表Ｉ－１４に全国の状況を、表Ｉ－１６に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

注 11）法第３５条第３項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第１５条、第１６条又は法第２２条第１項又は第３項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第１５条又は第１６条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

Ⅱ．特定施設に係る規制事務実施状況

２．１　規制事務の実施状況（表Ⅱ－１～５、表３）

表Ⅱ－１、２に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－３に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた（表３）。なお、個別の排出基準超過事例の概要及び措置状況を表Ⅱ－４（大気基準適用施設）及び表Ⅱ－５（水質基準適用事業場）にまとめた。

令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、全国で、法第３４条第１項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係２，８５２件、水質関係６０５件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係１２件、水質関係０件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係７８０件（口頭指導３１２件、文書指導４６８件）、水質関係２９件（口頭指導３件、文書指導２６件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第３４条第１項[注12)]）及び設置者による測定（法第２８条第１項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設３５件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）０件であり、それらのうち、１２件に対しては、法第２２条第１項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令７件、一時停止命令５件、水質基準適用事業場について改善命令０件、一時停止命令０件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

注 12）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく測定を含む。

表３　規制事務実施状況

			大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第３４条１項に基づく立入検査件数			２，８５２	６０５
命令件数			１２	０
	法第２２条第１項に基づく改善命令件数		７	０
	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数		５	０
指導件数[注13)]			７８０	２９
	口頭指導		３１２	３
		排出基準超過施設への措置状況	２２	０
		設置者による測定結果未報告施設への措置状況	２２４	３
		その他	６６	０
	文書指導		４６８	２６
		排出基準超過施設への措置状況	２１	０
		設置者による測定結果未報告施設への措置状況	３９６	１９
		その他	５１	７
基準超過件数[注14)]			３５	０

注 13）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、並びに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注 14）都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は１件と見なす。

２．２　都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－６、７）

表Ⅱ－６に大気基準適用施設、表Ⅱ－７に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

Ⅲ．設置者による測定結果報告状況

３．１　設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－１～４、表４）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第２８条第１項に基づき、毎年１回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第２項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第３項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－１、２は大気基準適用施設、表Ⅲ－３、４は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである[注 15)]。その概要は、次のとおり（表４）。

令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、６，１４７施設（報告対象施設数８，２５３）、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における排出ガスの測定結果は、７８施設（報告対象施設１９９）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、４９４事業場（報告対象事業場数５７６）、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における排出水の測定結果は３事業場（報告対象事業場数１２）から報告があった。

注 15）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。また、この調査において、「報告期限到来」とは、下記の基準日から１カ年を一区切りの期間として、区切りの１カ年を経過したことを言う。

［大気基準適用施設の基準日］

○既設施設：当該施設が特定施設となった日（＝法施行日：平成 12 年１月 15 日）

○新設施設：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

［水質基準適用事業場の基準日］

○既設施設により特定事業場となった事業場：当該事業場が水質基準適用事業場となった日（特定施設毎の基準日は下記）

・法施行令別表第二第 1、6、12、15 号、16 号（PCB 汚染物又は PCB 処理物の分離施設を除く）、第 18、19 号に掲げる施設：法施行日：平成 12 年 1 月 15 日

・法施行令別表第二第 16 号（PCB 汚染物又は PCB 処理物の分離施設に限る）に掲げる施設：改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令施行日：平成 12 年 10 月 1 日

・法施行令別表第二第 3、7、8 号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成 13 年 12 月 1 日

・法施行令別表第二第 2、4、11、13 号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成 14 年 8 月 15 日

・法施行令別表第二第 9、10 号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成 16 年 1 月 1 日

・法施行令別表第二第 5、14、17 号に掲げる施設：改正法施行令施行日:平成 17 年 9 月 1 日

○新設施設により特定事業場となった事業場：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

表４　設置者による測定結果報告状況[注16)]

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 （報告対象数）	６，１４７ （８，２５３）	４９４ （５７６）

注16）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を含む報告件数は、大気基準適用施設６，２２５件、水質基準適用事業場４９７件となる。

３．２　都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－５～８）

表Ⅲ－５、６に大気基準適用施設、表Ⅲ－７、８に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

３．３　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－９、１０）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－９に全国の状況を、表Ⅲ－１０に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

３．４　設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－１１）

表Ⅲ－１１に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

３．５　設置者による測定結果の公表状況（表Ⅲ－１２）

表Ⅲ－１２に設置者による測定結果の公表状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

Ⅳ．土壌汚染対策の状況

表Ⅳ－１に環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等を、表Ⅳ－２に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表Ⅳ－３に全国の状況を、表Ⅳ－４に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

Ⅴ．都道府県・政令市における条例制定状況

表Ⅴ－１に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

令和３年３月３１日現在、法第８条第３項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、１６地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・三重県・大阪府・熊本県・札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

表Ｉ－１　　大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注１）注２）

大気基準適用施設		令和３年３月３１日現在		【参　考】 令和２年 ３月３１日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		16 (16)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉		64 (64)	96 (96)	93 (93)
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		11 (11)	29 (29)	31 (31)
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		217 (217)	748 (748)	742 (742)
廃棄物焼却炉	４t/h以上	－	1,091 (1,083)	1,100 (1,092)
	２t/h以上～４t/h未満	－	1,237 (1,237)	1,246 (1,246)
	２t/h未満注３）	－	5,118 (5,115)	5,254 (5,251)
	小計	5,470 (5,464)	7,446 (7,435)	7,600 (7,589)
合計		5,778 (5,772)	8,350 (8,339)	8,497 (8,486)

注１）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（　　）に再掲した。

注２）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注３）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ｉ－２（１）　　水質基準対象施設の届出等施設数（全国）注１）注２）

水質基準対象施設	令和３年３月３１日現在		【参　考】 令和２年 ３月３１日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	26 (26)	71 (71)	72 (72)
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	29 (29)	39 (39)	39 (39)
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	5 (5)	36 (36)	35 (35)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	8 (8)	8 (8)
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	5 (5)	25 (25)	28 (28)
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設	1 (1)	6 (6)	5 (5)
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0 (0)	0 (0)	3 (3)
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	30 (30)	71 (71)	70 (70)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	10 (10)	57 (57)	57 (57)

表Ｉ－２（２）　　水質基準対象施設の届出等施設数（全国）注１）注２）

水質基準対象施設		令和３年３月３１日現在		【参　考】令和２年３月３１日現在届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		8 (8)	218 (218)	220 (220)
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	634 (631)	1,563 (1,560)	1,596 (1,593)
	灰の貯留施設	406 (406)	842 (842)	852 (852)
	小計	1,040 (1,037)	2,405 (2,402)	2,448 (2,445)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		17 (17)	111 (111)	110 (110)
ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		30 (30)	53 (53)	57 (57)
下水道終末処理施設		207 (207)	235 (235)	240 (240)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		25 (23)	50 (48)	51 (49)
合計		1,440 (1,435)	3,400 (3,395)	3,458 (3,453)

注１）法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可（以下「法に基づく届出等」という。）を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を（　　）に再掲した。

注２）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表Ｉ－３　　大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）注１）

		令和2年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条規模変更 注4) d		廃止等 注5) e	令和3年3月31日現在の設置基数 a＋b＋c＋d－e	特定事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7) 令和2年3月31日現在の設置基数	令和3年3月31日現在の設置基数	特定事業場数 注6)
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		31	0	0	－		0	31	16	0	0	0
製鋼用電気炉		93	3	0	－		0	96	64	0	0	0
亜鉛回収施設	焙焼炉	9	0	0	－		0	9	11	0	0	0
	焼結炉	6	0	0	－		1	5		0	0	
	溶鉱炉	2	0	0	－		0	2		0	0	
	溶解炉	4	0	0	－		0	4		0	0	
	乾燥炉	10	0	0	－		1	9		0	0	
	小計	31	0	0	－		2	29		0	0	
アルミニウム合金製造施設	焙焼炉	25	1	0	－		2	24	217	0	0	0
	溶解炉	674	22	0	－		13	683		0	0	
	乾燥炉	43	0	0	－		2	41		0	0	
	小計	742	23	0	－		17	748		0	0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,092	12	0	0	0	21	1,083	5,464	8(1)	8(1)	7(1)
	2t/h以上～4t/h未満	1,246	20	0	−3	+3	29	1,237		0	0	
	2t/h未満	5,251	76	4	−1	+1	216	5,115		3(1)	3(0)	
	200kg/h以上～2t/h未満	1,846	20	3	0	0	71	1,798		3(1)	3	
	100kg/h以上～200kg/h未満	2,464	45	1	0	+1	92	2,419		0	0	
	50kg/h以上～100kg/h未満	666	11	0	−1	0	38	638		0	0	
	50kg/h未満（0.5㎡以上）	275	0	0	0	0	15	260		0	0	
	小計	7,589	108	4	−4	+4	266	7,435		11(2)	11(1)	
合　計		8,486	134	4	−4	+4	285	8,339	5,772	11(2)	11(1)	7(1)

注１）法第１２条及び第１３条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注２）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出がなされたものを計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項に基づく届出がなされたものを計上した。
注４）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「－」は他の区分への移行、「＋」は他の区分からの移行を意味する。
注５）構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
注６）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注７）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　　）に再掲した。

表Ｉ－４　　大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）[注1)]

大気基準適用施設		令和３年３月３１日現在の設置基数[注2)]			
		（計） a＋b＋c	附則別表第二[注3)] a	別表第一 法施行前設置[注4)] b	別表第一 法施行後設置[注5)] c
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		31 (31)	27 (27)	－	4 (4)
製鋼用電気炉		96 (96)	78 (78)	3 (3)	15 (15)
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		29 (29)	15 (15)	－	14 (14)
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		748 (748)	381 (381)	－	367 (367)
廃棄物焼却炉	４t/h以上	1,091 (1,083)	531 (523)	75 (75)	485 (485)
	２t/h以上～４t/h未満	1,237 (1,237)	705 (705)	130 (130)	402 (402)
	２t/h未満[注6)]	5,118 (5,115)	2,541 (2,539)	261 (260)	2,316 (2,316)
	小計	7,446 (7,435)	3,777 (3,767)	466 (465)	3,203 (3,203)
合計		8,350 (8,339)	4,278 (4,268)	469 (468)	3,603 (3,603)

注１）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
注２）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（　　）に再掲した。
注３）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注４）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注５）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注６）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ｉ－５　　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）注１）

		令和2年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸内法間の移行 注4) d	廃止等 注5) e	令和3年3月31日現在の設置基数 a＋b＋c－e	特定事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7) 令和2年3月31日現在の設置基数	令和3年3月31日現在の設置基数	特定事業場数 注6)
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		72	0	0	0	1	71	26	0	0	0
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		39	0	0	0	0	39	29	0	0	0
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		35	1	0	0	0	36	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		8	0	0	0	0	8	4	0	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設		28	0	0	0	3	25	5	0	0	0
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		5	0	0	0	0	5	1	0	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		5	1	0	0	0	6	1	0	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		7	0	0	0	0	7	1	0	0	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		70	2	0	0	1	71	30	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		57	0	0	0	0	57	10	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		220	7	0	0	9	218	8	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,593	11	1	0	45	1,560	631	3	3	3
	灰の貯留施設	852	7	0	0	17	842	406	0	0	0
	小計	2,445	18	1	0	62	2,402	1,037	3	3	3
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		110	16	0	0	15	111	17	0	0	0
ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		57	0	0	0	4	53	30	0	0	0
下水道終末処理施設		240	1	0	－	6	235	207	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		49	0	0	0	1	48	23	2	2	2
合　計		3,453	46	1	0	105	3,395	1,435	5	5	5

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。なお、法に基づく届出等のみの結果は表Ｉ－６、瀬戸内海法に基づく許可等のみの結果は表Ｉ－７にそれぞれとりまとめた。
注２）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注４）事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注５）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注６）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表Ｉ－６　　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法－全国）注１）

		令和2年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内法からの移行 注4) d1	瀬戸内法への移行 注4) d2	廃止等 注5) e	令和3年3月31日現在の設置基数 a＋b＋c＋d1－d2－e	特定事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7) 令和2年3月31日現在の設置基数	令和3年3月31日現在の設置基数	特定事業場数 注6)
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		60	0	0	0	0	1	59	22	0	0	0
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		37	0	0	0	0	0	37	27	0	0	0
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		30	1	0	0	0	0	31	4	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		8	0	0	0	0	0	8	4	0	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設		15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		5	1	0	0	0	0	6	1	0	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		68	2	0	0	0	1	69	29	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		45	0	0	0	0	0	45	8	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		220	7	0	0	0	9	218	8	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,450	11	0	0	0	45	1,416	580	3	3	3
	灰の貯留施設	835	7	0	0	0	17	825	397	0	0	0
	小計	2,285	18	0	0	0	62	2,241	977	3	3	3
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		109	16	0	0	0	15	110	17	0	0	0
ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		56	0	0	0	0	4	52	29	0	0	0
下水道終末処理施設		240	1	0	－	－	6	235	207	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		38	0	0	0	0	0	38	17	2	2	2
合　計		3,227	46	0	0	0	101	3,172	1,354	5	5	5

注１）瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注２）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出がなされたものを計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項に基づく届出がなされたものを計上した。
注４）事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注５）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注６）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表Ｉ－７　　水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域）注１）

		令和2年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法からの移行 注4) d1	法への移行 注4) d2	廃止等 注5) e	令和3年3月31日現在の設置基数 a＋b＋c＋d1－d2－e	特定事業場数 注6)	瀬戸内海法５条不許可件数
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		12	0	0	0	0	0	12	4	0
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		2	0	0	0	0	0	2	2	0
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		5	0	0	0	0	0	5	1	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設		13	0	0	0	0	3	10	3	0
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		7	0	0	0	0	0	7	1	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		2	0	0	0	0	0	2	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		12	0	0	0	0	0	12	2	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	143	0	1	0	0	0	144	51	0
	灰の貯留施設	17	0	0	0	0	0	17	9	0
	小計	160	0	1	0	0	0	161	60	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		1	0	0	0	0	0	1	0	0
ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設		－	－	－	－	－	－	－	－	－
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		11	0	0	0	0	1	10	6	0
合　計		226	0	1	0	0	4	223	81	0

注１）法に基づく届出は含まない。
注２）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注４）事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注５）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注６）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表Ｉ－８（１a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場数 注1)	Ｒ１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c−e−f)	事業場数 注1)	Ｒ１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c−e−f)
北海道	1	1					1	2	2					2
青森県														
岩手県														
宮城県								2	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	4					4
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								3	3					3
千葉県	1	3					3							
東京都								1	1					1
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	12					12
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								1	1					1
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								4	4					4
岡山県														
広島県														
山口県								4	10					10
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県									1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（１b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場数 注1)	Ｒ１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c−e−f)	事業場数 注1)	Ｒ１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c−e−f)
札幌市								1	1					1
仙台市								1	1					1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	2	4	1				5
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								4	7					7
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	3	4					4
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市								1	1					1
盛岡市														
秋田市														
山形市														
福島市														
郡山市														
いわき市														
水戸市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市								1	1					1
越谷市														
船橋市								1	1					1
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
福井市														
甲府市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
吹田市														
高槻市														
枚方市								1	1					1
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市								4	5	2				7
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	1	2					2
鳥取市														
松江市														
倉敷市	1	4					4	2	3					3
呉市	1	2					2							
福山市	1	4					4							
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市	2	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合　計	16	31	0	0	0	0	31	64	93	3	0	0	0	96

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（２a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉						焼結炉					
	事業場数 注1)	R１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	R２年度末施設数 (a+b+c−e−f)	R１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	R２年度末施設数 (a+b+c−e−f)
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1	2					2						
茨城県	2	2					2						
栃木県													
群馬県		1					1						
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	1												
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県	1	2					2						
高知県													
福岡県	1												
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（２b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

		亜鉛回収施設											
		焙焼炉						焼結炉					
	事業場数 注1)	R１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	R２年度末施設数 (a+b+c−e−f)	R１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	R２年度末施設数 (a+b+c−e−f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市	1							1					1
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市	1	1					1	1					1
水戸市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市	3	1					1	4				1	3
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合　計	11	9	0	0	0	0	9	6	0	0	0	1	5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（３a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県							1					1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（３b）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1					1						
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市							2					2
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（４a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小　計					
	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県							2					2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	2					2	3					3
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（４b）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小　計					
	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市							2					2
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市							4					4
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	7				1	6	12				2	10
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	10	0	0	0	1	9	31	0	0	0	2	29

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（５a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設												
		焙焼炉						溶解炉					
	事業場数 注1)	Ｒ１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c−e−f)	Ｒ１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c−e−f)
北海道	6							15					15
青森県													
岩手県													
宮城県	1							1					1
秋田県													
山形県													
福島県	4	1					1	24					24
茨城県	6	3					3	25					25
栃木県	11	3					3	47				1	46
群馬県	4	1					1	10	1				11
埼玉県	6							28				4	24
千葉県	2							4					4
東京都													
神奈川県													
新潟県	2							11				1	10
富山県	13							40					40
石川県	1							1					1
福井県	1							8					8
山梨県	1							1					1
長野県	5							14					14
岐阜県	3							3					3
静岡県	16	5					5	69	2			4	67
愛知県	37	3					3	123	15			1	137
三重県	6	2					2	29					29
滋賀県	4							17	1				18
京都府	2							4					4
大阪府	1												
兵庫県	4	2					2	3					3
奈良県													
和歌山県													
鳥取県	1							2					2
島根県													
岡山県													
広島県	1							3					3
山口県	3							4					4
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	6							20					20
佐賀県	3							4					4
長崎県	1							1					1
熊本県	6							18				1	17
大分県	2	1					1	2					2
宮崎県	1							1					1
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（５b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設												
		焙焼炉						溶解炉					
	事業場数 注1)	Ｒ１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c−e−f)	Ｒ１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c−e−f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1							3	1				4
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	2							10				1	9
浜松市	3							5	2				7
名古屋市	14							14					14
京都市	1							11					11
大阪市													
堺市	3							5					5
神戸市													
岡山市													
広島市	1							2					2
北九州市	2	1					1	1					1
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市	1							2					2
水戸市													
宇都宮市													
前橋市	2							3					3
高崎市													
川越市	1							1					1
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市	2							5					5
金沢市													
福井市	1							2					2
甲府市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2							4					4
岡崎市	1							2					2
豊田市	7							22					22
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市													
八尾市	2							8					8
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市	1	2	1			2	1	14					14
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市	1							1					1
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市	2							8					8
呉市													
福山市													
下関市	2							11					11
高松市	1							1					1
松山市													
高知市													
久留米市	1							5					5
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市	1							1					1
那覇市													
合　計	217	25	1	0	0	2	24	674	22	0	0	13	683

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（６a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小　計					
	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)
北海道	1					1	16					16
青森県												
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県												
山形県												
福島県	2					2	27					27
茨城県	3					3	31					31
栃木県	3					3	53				1	52
群馬県	2					2	13	1				14
埼玉県	4				2	2	32				6	26
千葉県							4					4
東京都												
神奈川県												
新潟県							11				1	10
富山県							40					40
石川県							1					1
福井県							8					8
山梨県	1					1	2					2
長野県	2					2	16					16
岐阜県							3					3
静岡県	4					4	78	2			4	76
愛知県	4					4	130	15			1	144
三重県	1					1	32					32
滋賀県	3					3	20	1				21
京都府							4					4
大阪府	1					1	1					1
兵庫県							5					5
奈良県												
和歌山県												
鳥取県							2					2
島根県												
岡山県												
広島県							3					3
山口県							4					4
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	22					22
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	19				1	18
大分県							3					3
宮崎県							1					1
鹿児島県												
沖縄県												

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（６b）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小　計					
	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−e−f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市							3	1				4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							10				1	9
浜松市							5	2				7
名古屋市							14					14
京都市	1					1	12					12
大阪市												
堺市	1					1	6					6
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	3					3
北九州市							2					2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市							2					2
水戸市												
宇都宮市												
前橋市	1					1	4					4
高崎市												
川越市							1					1
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市							5					5
金沢市												
福井市	1					1	3					3
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							4					4
岡崎市							2					2
豊田市	2					2	24					24
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市	2					2	10					10
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市							16	1			2	15
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市							8					8
呉市												
福山市												
下関市							11					11
高松市							1					1
松山市												
高知市												
久留米市							5					5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市							1					1
那覇市												
合　計	43	0	0	0	2	41	742	23	0	0	17	748

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（７a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

		廃棄物焼却炉															
		4t/h以上								2t/h以上～4t/h未満							
	事業場数 注1)	R１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	R２年度末施設数 (a+b+c−d1+d2−e−f)	R１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	R２年度末施設数 (a+b+c−d1+d2−e−f)
北海道	162	16							16	23	2						25
青森県	76	2							2	17							17
岩手県	95	4							4	16							16
宮城県	90	9							9	24						2	22
秋田県	46	3							3	8							8
山形県	87	7							7	4							4
福島県	76	12						1	11	28						1	27
茨城県	243	27	2						29	57						4	53
栃木県	110	11	1					1	11	29							29
群馬県	64	15							15	22	2					2	22
埼玉県	129	36	1						37	72	1					1	72
千葉県	163	45							45	64	2						66
東京都	154	112						5	107	36	2						38
神奈川県	66	33						1	32	25							25
新潟県	123	7							7	45							45
富山県	43	6							6	10							10
石川県	57									14	3						17
福井県	44									10							10
山梨県	37	3							3	14							14
長野県	87	7							7	23						4	19
岐阜県	128	2							2	29							29
静岡県	178	29						2	27	43						1	42
愛知県	137	46	2						48	43	1						44
三重県	119	21							21	27						1	26
滋賀県	60	4							4	19			3	3			19
京都府	51	3							3	17							17
大阪府	61	25						1	24	30							30
兵庫県	141	14							14	26							26
奈良県	138	6							6	18	2						20
和歌山県	62									11							11
鳥取県	36	3							3	4							4
島根県	51	5							5	3	2					1	4
岡山県	81	4							4	11							11
広島県	81	5							5	23							23
山口県	83	12							12	14							14
徳島県	86	1							1	19							19
香川県	92	5							5	6							6
愛媛県	101	15						1	14	21						2	19
高知県	87									11							11
福岡県	149	12							12	26						1	25
佐賀県	58	6							6	8							8
長崎県	49	5							5	12							12
熊本県	86	1							1	23							23
大分県	37	2							2	10							10
宮崎県	50	7							7	6							6
鹿児島県	124									20							20
沖縄県	63	9							9	15							15

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（７b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

		廃棄物焼却炉															
		4t/h以上								2t/h以上～4t/h未満							
	事業場数 注1)	R１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	R２年度末施設数 (a+b+c−d1+d2−e−f)	R１年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	R２年度末施設数 (a+b+c−d1+d2−e−f)
札幌市	11	9							9	5							5
仙台市	15	11							11	3							3
さいたま市	12	11							11								
千葉市	20	11							11	4							4
横浜市	36	26	1					1	26	5							5
川崎市	26	21							21	6							6
相模原市	12	7							7	1							1
新潟市	30	9							9	7							7
静岡市	29	6							6	4							4
浜松市	24	7							7	6							6
名古屋市	36	19							19	2							2
京都市	34	11							11	4							4
大阪市	23	18	2						20	6						1	5
堺市	20	13							13	2							2
神戸市	17	11							11	3							3
岡山市	29	8							8	1							1
広島市	29	9							9	4	1						5
北九州市	20	16						1	15	3							3
福岡市	11	10							10	4							4
熊本市	15	4							4								
函館市	7	3							3	1							1
旭川市	8	2							2	2							2
青森市	17	5							5								
八戸市	13	7							7	2							2
盛岡市	14	3							3	3							3
秋田市	11	3							3	3							3
山形市	6	1							1	1							1
福島市	8	4							4								
郡山市	10	4							4	1							1
いわき市	16	13	1					1	13	4						1	3
水戸市	4	3							3								
宇都宮市	14	6						2	4	5							5
前橋市	19	3							3	4						3	1
高崎市	15	3							3	2	1						3
川越市	7	2							2	3							3
川口市	4	5							5								
越谷市	6	4							4								
船橋市	9	11						3	8								
柏市	8	5							5	3							3
八王子市	12	5							5	5						2	3
横須賀市	6	6							6	3	1						4
富山市	23	4							4								
金沢市	18	5							5	4							4
福井市	12	3							3	2							2
甲府市	3									2							2
長野市	10	3							3	2							2
岐阜市	17	5							5	3							3
豊橋市	10	3	1						4	6							6
岡崎市	11	7							7								
豊田市	8	3							3	3						1	2
大津市	12									9							9
豊中市	2	4							4	2							2
吹田市	3	2							2	2							2
高槻市	5	3							3	2							2
枚方市	6	4							4	2							2
八尾市	3	2							2								
寝屋川市	2	2							2								
東大阪市	6	7							7	4							4
姫路市	17	12						1	11	11							11
尼崎市	10	7							7	3							3
明石市	4	3							3	2							2
西宮市	3	5							5	1							1
奈良市	21	4							4								
和歌山市	24	7							7	4							4
鳥取市	21	4							4	2							2
松江市	4									5							5
倉敷市	21	8							8	6							6
呉市	10	4							4								
福山市	33	4							4	6							6
下関市	12	2							2								
高松市	13	5							5								
松山市	20	6	1						7	3							3
高知市	16	3							3	1						1	
久留米市	10	3							3	2							2
長崎市	9	4							4								
佐世保市	11	4							4	3							3
大分市	14	9							9	2							2
宮崎市	11	3							3	1							1
鹿児島市	25	6							6	3							3
那覇市																	
合　計	5464	1092	12	0	0	0	0	21	1083	1246	20	0	3	3	0	29	1237

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（８a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満								100kg/h以上～200kg/h未満							
	R１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R２年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	R１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R２年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	91	3	2				5	91	64						3	61
青森県	22	2						24	43	1					3	41
岩手県	16						1	15	69	3					3	69
宮城県	23							23	48						1	47
秋田県	36						3	33	15	1					1	15
山形県	15							15	55	2					3	54
福島県	39						1	38	10							10
茨城県	56	3					5	54	146	1					1	146
栃木県	24						1	23	61						1	60
群馬県	26						2	24	22						1	21
埼玉県	56						6	50	16						1	15
千葉県	50						2	48	71	4					11	64
東京都	31							31	35						1	34
神奈川県	13							13	27						1	26
新潟県	44						3	41	52						2	50
富山県	14							14	20	1					1	20
石川県	21	4					1	24	32	3					1	34
福井県	21						3	18	22							22
山梨県	13							13	15							15
長野県	40						1	39	39	1					3	37
岐阜県	46							46	54							54
静岡県	54	1					1	54	72						4	68
愛知県	57						4	53	34	1					1	34
三重県	40						2	38	64	2					1	65
滋賀県	33						1	32	25						1	24
京都府	27						3	24	27	1					2	26
大阪府	21						2	19	11							11
兵庫県	44	2					1	45	85						7	78
奈良県	33						3	30	91		1				2	90
和歌山県	23							23	29	1					1	29
鳥取県	20						1	19	18							18
島根県	18							18	21						2	19
岡山県	26						1	25	60	3					1	62
広島県	30							30	35						2	33
山口県	34							34	40						3	37
徳島県	38	1					4	35	48				1		2	47
香川県	20							20	56	2						58
愛媛県	34						1	33	51	1					1	51
高知県	18							18	58	1					1	58
福岡県	36						2	34	71	3						74
佐賀県	24						1	23	29							29
長崎県	37							37	19						2	17
熊本県	33							33	35	2					1	36
大分県	14	1						15	13							13
宮崎県	13	1						14	28	3						31
鹿児島県	45							45	71	3						74
沖縄県	29	1						30	23	1					1	23

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（８b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満								100kg/h以上～200kg/h未満							
	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	3							3	3							3
仙台市	2							2	8							8
さいたま市	3							3	2						1	1
千葉市	5							5	10						1	9
横浜市	3							3	9							9
川崎市	13							13	1							1
相模原市	8							8	2							2
新潟市	12							12	11						1	10
静岡市	7							7	15							15
浜松市	6							6	14							14
名古屋市	2							2	8							8
京都市	4							4	15	1						16
大阪市	9							9	3						1	2
堺市	4							4	7							7
神戸市	2							2	10							10
岡山市	24							24	7							7
広島市	16							16	8	1						9
北九州市	12	1					1	12	7						1	6
福岡市	2							2	3							3
熊本市	6							6	7							7
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	1		1				1	1	10						1	9
八戸市	4							4	5							5
盛岡市	4							4	5							5
秋田市	5							5	3							3
山形市	1						1		3	1						4
福島市									4							4
郡山市	1							1	4							4
いわき市	6							6	1							1
水戸市									3							3
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	3							3	11							11
高崎市	5							5	5						1	4
川越市	2							2	1							1
川口市																
越谷市									1							1
船橋市	1							1	2							2
柏市	2							2	1							1
八王子市	3							3	6						2	4
横須賀市	1						1		2							2
富山市	9							9	14						1	13
金沢市	5						1	4	8							8
福井市	4							4	6	1					2	5
甲府市	1							1								
長野市	7						1	6	3							3
岐阜市	4							4	6							6
豊橋市	3						1	2	3							3
岡崎市	4							4	3							3
豊田市	3							3	1							1
大津市	3							3	4							4
豊中市																
吹田市									1							1
高槻市	2							2	3							3
枚方市	3							3	2							2
八尾市	1							1								
寝屋川市	3							3								
東大阪市									2							2
姫路市	4							4	8						1	7
尼崎市	4							4	1							1
明石市																
西宮市	1						1									
奈良市	4							4	13							13
和歌山市	11							11	8							8
鳥取市	4							4	12						1	11
松江市																
倉敷市	13							13	5							5
呉市	5							5	6							6
福山市	6							6	25						3	22
下関市	6							6	5							5
高松市	5						1	4	9						1	8
松山市	9						1	8	10							10
高知市	3							3	13							13
久留米市	3							3	4							4
長崎市	1							1	3							3
佐世保市	5							5	3							3
大分市	8							8	5							5
宮崎市	1							1	9						1	8
鹿児島市	12							12	10							10
那覇市																
合　計	1846	20	3	0	0	0	71	1798	2464	45	1	0	1	0	92	2419

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（９a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満								50kg/h未満（0.5㎡以上）							
	R１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R２年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	R１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R２年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	14							14	8						1	7
青森県	5	1					1	5	7						1	6
岩手県	6						1	5	3							3
宮城県	10							10	4							4
秋田県	2							2	5							5
山形県	3							3	5							5
福島県	12	2						14	5							5
茨城県	21						1	20	8						2	6
栃木県	18						1	17	4						1	3
群馬県	9							9	2							2
埼玉県	35						2	33	7							7
千葉県	19							19	11							11
東京都	38	3					4	37	13							13
神奈川県	9							9								
新潟県	19						2	17	18						3	15
富山県	6						1	5	3							3
石川県	3						1	2								
福井県	4							4	3						1	2
山梨県	5							5	5							5
長野県	6							6	4							4
岐阜県	26						3	23	4							4
静岡県	20						1	19	17						1	16
愛知県	20						4	16	4						1	3
三重県	13						3	10	6							6
滋賀県	4							4	5							5
京都府	4							4								
大阪府	7							7	3							3
兵庫県	19						2	17	3							3
奈良県	13							13	3						1	2
和歌山県	7							7	5							5
鳥取県									1							1
島根県	2							2	3							3
岡山県	3							3	2							2
広島県	20	1					2	19	7							7
山口県	10	1						11	7							7
徳島県	7			1				6	2							2
香川県	10						1	9	2							2
愛媛県	15						1	14	8							8
高知県	6							6	2						1	1
福岡県	25							25	7							7
佐賀県	4							4	4							4
長崎県	4	1					1	4								
熊本県	4						1	3	5						1	4
大分県	7							7	2							2
宮崎県	1							1								
鹿児島県	8							8	5							5
沖縄県	8						1	7	4							4

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（９b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満								50kg/h未満（0.5㎡以上）							
	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市									2							2
仙台市	1						1									
さいたま市	4							4	2							2
千葉市	4							4	1							1
横浜市	13							13	3							3
川崎市	3							3	2							2
相模原市	2							2								
新潟市	5							5	2							2
静岡市	7							7	3							3
浜松市									1							1
名古屋市	3							3	2							2
京都市	10							10	3							3
大阪市	4							4								
堺市	2							2								
神戸市	1							1								
岡山市	2							2	1							1
広島市	1							1	1							1
北九州市																
福岡市																
熊本市									1							1
函館市																
旭川市									1							1
青森市	4							4	1							1
八戸市	3							3	1							1
盛岡市	1							1	1							1
秋田市																
山形市	1							1								
福島市	2							2	1							1
郡山市	3							3								
いわき市	1							1								
水戸市																
宇都宮市	1							1								
前橋市	3	1						4	1							1
高崎市	4							4	1							1
川越市	1							1								
川口市	2							2								
越谷市	3							3	1							1
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
八王子市	3							3	3						1	2
横須賀市																
富山市	4							4	1							1
金沢市	4						1	3								
福井市	1							1	2							2
甲府市	1							1								
長野市																
岐阜市	4							4	1							1
豊橋市																
岡崎市	5							5								
豊田市	1							1								
大津市																
豊中市	1							1								
吹田市									1							1
高槻市																
枚方市	1							1								
八尾市									1							1
寝屋川市																
東大阪市	3							3								
姫路市	2							2								
尼崎市	2							2								
明石市	1							1								
西宮市									1							1
奈良市	3							3	2							2
和歌山市	1							1	3							3
鳥取市	4							4								
松江市	1							1								
倉敷市	2							2								
呉市	1							1								
福山市	1							1								
下関市									1							1
高松市																
松山市	1							1								
高知市	2						1	1								
久留米市	2							2								
長崎市	4						1	3								
佐世保市									1							1
大分市		1						1								
宮崎市	1							1								
鹿児島市	3							3								
那覇市																
合　計	666	11	0	1	0	0	38	638	275	0	0	0	0	0	15	260

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－８（１０a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉 小計								合計								
	R１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R２年度末施設数(a+b+c−d1+d2−e−f)	事業場数注1)	R１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R２年度末施設数(a+b+c−d1+d2−e−f)
北海道	216	5	2				9	214	171	235	5	2				9	233
青森県	96	4					5	95	76	96	4					5	95
岩手県	114	3					5	112	95	114	3					5	112
宮城県	118						3	115	93	121						3	118
秋田県	69	1					4	66	46	69	1					4	66
山形県	89	2					3	88	87	89	2					3	88
福島県	106	2					3	105	81	135	2					3	134
茨城県	315	6					13	308	255	354	6					13	347
栃木県	147	1					5	143	123	202	1					6	197
群馬県	96	2					5	93	69	112	3					5	110
埼玉県	222	2					10	214	138	257	2					16	243
千葉県	260	6					13	253	166	267	6					13	260
東京都	265	5					10	260	155	266	5					10	261
神奈川県	107						2	105	67	108						2	106
新潟県	185						10	175	127	199						11	188
富山県	59	1					2	58	57	100	1					2	99
石川県	70	10					3	77	58	71	10					3	78
福井県	60						4	56	45	68						4	64
山梨県	55							55	38	57							57
長野県	119	1					8	112	92	135	1					8	128
岐阜県	161						3	158	131	164						3	161
静岡県	235	1					10	226	194	313	3					14	302
愛知県	204	4					10	198	181	350	19					11	358
三重県	171	2					7	166	125	203	2					7	198
滋賀県	90			3	3		2	88	64	110	1		3	3		2	109
京都府	78	1					5	74	53	82	1					5	78
大阪府	97						3	94	63	99						3	96
兵庫県	191	2					10	183	147	198	2					10	190
奈良県	164	2	1				6	161	138	164	2	1				6	161
和歌山県	75	1					1	75	62	75	1					1	75
鳥取県	46						1	45	37	48						1	47
島根県	52	2					3	51	55	56	2					3	55
岡山県	106	3					2	107	81	106	3					2	107
広島県	120	1					4	117	82	123	1					4	120
山口県	117	1					3	115	90	131	1					3	129
徳島県	115	1		1	1		6	110	86	115	1		1	1		6	110
香川県	99	2					1	100	94	101	2					1	102
愛媛県	144	1					6	139	102	147	1					6	142
高知県	95	1					2	94	87	95	1					2	94
福岡県	177	3					3	177	156	202	3					3	202
佐賀県	75						1	74	61	80						1	79
長崎県	77	1					3	75	50	78	1					3	76
熊本県	101	2					3	100	93	121	2					4	119
大分県	48	1						49	39	51	1						52
宮崎県	55	4						59	51	56	4						60
鹿児島県	149	3						152	124	149	3						152
沖縄県	88	2					2	88	64	89	2					2	89

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－８（１０b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉 小計								合計								
	R１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R２年度末施設数(a+b+c−d1+d2−e−f)	事業場数注1)	R１年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R２年度末施設数(a+b+c−d1+d2−e−f)
札幌市	22							22	12	23							23
仙台市	25						1	24	16	26						1	25
さいたま市	22						1	21	12	22						1	21
千葉市	35						1	34	22	37						1	36
横浜市	59	1					1	59	37	62	2					1	63
川崎市	46							46	29	51	1						52
相模原市	20							20	12	20							20
新潟市	46						1	45	30	46						1	45
静岡市	42							42	31	52						1	51
浜松市	34							34	27	39	2						41
名古屋市	36							36	51	51							51
京都市	47	1						48	35	59	1						60
大阪市	40	2					2	40	27	47	2					2	47
堺市	28							28	25	39							39
神戸市	27							27	17	27							27
岡山市	43							43	29	43							43
広島市	39	2						41	30	42	2						44
北九州市	38	1					3	36	27	47	1					3	45
福岡市	19							19	11	19							19
熊本市	18							18	15	18							18
函館市	10							10	7	10							10
旭川市	10							10	8	10							10
青森市	21		1				2	20	17	21		1				2	20
八戸市	22							22	15	25							25
盛岡市	17							17	14	17							17
秋田市	14							14	11	14							14
山形市	7	1					1	7	6	7	1					1	7
福島市	11							11	8	11							11
郡山市	13							13	10	13							13
いわき市	25	1					2	24	18	31	1					2	30
水戸市	6							6	4	6							6
宇都宮市	22						2	20	15	23						2	21
前橋市	25	1					3	23	21	29	1					3	27
高崎市	20	1					1	20	15	20	1					1	20
川越市	9							9	8	10							10
川口市	7							7	5	8							8
越谷市	9							9	6	9							9
船橋市	17						3	14	10	18						3	15
柏市	13							13	8	13							13
八王子市	25						5	20	12	25						5	20
横須賀市	12	1					1	12	6	12	1					1	12
富山市	32						1	31	26	38						1	37
金沢市	26						2	24	18	26						2	24
福井市	18	1					2	17	13	21	1					2	20
甲府市	4							4	3	4							4
長野市	15						1	14	10	15						1	14
岐阜市	23							23	18	25							25
豊橋市	15	1					1	15	13	20	1					1	20
岡崎市	19							19	12	21							21
豊田市	11						1	10	15	35						1	34
大津市	16							16	12	16							16
豊中市	7							7	2	7							7
吹田市	6							6	3	6							6
高槻市	10							10	5	10							10
枚方市	12							12	7	13							13
八尾市	4							4	5	14							14
寝屋川市	5							5	2	5							5
東大阪市	16							16	6	16							16
姫路市	37						2	35	25	70	3					6	67
尼崎市	17							17	10	17							17
明石市	6							6	4	6							6
西宮市	8						1	7	3	8						1	7
奈良市	26							26	22	27							27
和歌山市	34							34	26	39							39
鳥取市	26						1	25	21	26						1	25
松江市	6							6	4	6							6
倉敷市	34							34	26	49							49
呉市	16							16	11	18							18
福山市	42						3	39	34	46						3	43
下関市	14							14	14	25							25
高松市	19						2	17	14	20						2	18
松山市	29	1					1	29	20	29	1					1	29
高知市	22						2	20	16	22						2	20
久留米市	14							14	11	19							19
長崎市	12						1	11	9	12						1	11
佐世保市	16							16	11	16							16
大分市	24	1						25	16	26	1						27
宮崎市	15						1	14	11	15						1	14
鹿児島市	34							34	26	35							35
那覇市																	
合　計	7589	108	4	4	4	0	266	7435	5772	8486	134	4	4	4	0	285	8339

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（１a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道	5	18					1	17	2	2						2
青森県																
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県																
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6						6
富山県	1	3						3	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	3						3								
静岡県		1						1								
愛知県	1	2						2	2	2						2
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県									1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県																
山口県	1	2						2								
徳島県	1	2						2								
香川県									1	1						1
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県																
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（1b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注1)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3						3								
静岡市									1	4						4
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市									2	2						2
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
八戸市	1	7						7	1	1						1
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市	1	2						2	1	1						1
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	26	72	0	0	0	0	1	71	29	39	0	0	0	0	0	39

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（２a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設								ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設							
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	4						4
東京都																
神奈川県																
新潟県										17						17
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	6						6
岐阜県									1	1						1
静岡県									1	2	1					3
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	5						5
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（２b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設								ｱﾙｼﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設							
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	35	1	0	0	0	0	36

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（３a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	2						2	1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県	1	3						3								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9					3	6
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（３b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	4	8	0	0	0	0	0	8	5	28	0	0	0	0	3	25

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（４a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設								ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	5						5								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（４b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設								ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市									1	5	1					6
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	1	5	0	0	0	0	0	5	1	5	1	0	0	0	0	6

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（５a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	4-ｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県		3					3									
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（５b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	0	3	0	0	0	0	3	0	1	3	0	0	0	0	0	3

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（６a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設								ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2	1				1	2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	3						3
群馬県																
埼玉県									1	1						1
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県									4	5						5
石川県																
福井県									1	4						4
山梨県																
長野県																
岐阜県									1	3						3
静岡県									5	14						14
愛知県									2	3						3
三重県									1	2						2
滋賀県									3	6	1					7
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7		1						1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（６b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設								ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市									1	1						1
名古屋市									1	7						7
京都市									1	7						7
大阪市																
堺市									1	1						1
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	2						2
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	1	7	0	0	0	0	0	7	30	70	2	0	0	0	1	71

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（７a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県	1	7						7								
埼玉県									5	60	4				8	56
千葉県																
東京都																
神奈川県										1						1
新潟県																
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	153	3				1	155
愛知県	1	1						1	1	6						6
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	9						9								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（７b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市	1	11						11								
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市	2	17						17								
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	10	57	0	0	0	0	0	57	8	220	7	0	0	0	9	218

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（８a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設									灰の貯留施設								
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道	13	43						1	42	6	9							9
青森県	10	24						1	23	1	8							8
岩手県	4	4							4	2	11							11
宮城県	1	4							4									
秋田県	3	3							3	3	6							6
山形県	4	5						1	4	8	9						1	8
福島県	5	18							18	20	31						1	30
茨城県	22	51	3						54	11	15	1						16
栃木県	1	2							2	7	9							9
群馬県		2							2	11	12							12
埼玉県	38	90	1					3	88	17	40							40
千葉県	29	77	1					1	77	11	25	1						26
東京都	29	123						2	121	16	81	1					1	81
神奈川県	8	42						1	41	7	22							22
新潟県	11	18						1	17	15	17							17
富山県	4	19	1					1	19	3	5							5
石川県	4	5							5	6	7	1						8
福井県	2	7						3	4	5	6						1	5
山梨県	1	1							1	3	3							3
長野県	13	33						2	31	5	16						1	15
岐阜県	21	30							30	1	2							2
静岡県	24	42						1	41	4	12							12
愛知県	22	42	2					1	43	15	19							19
三重県	9	17							17	5	8						2	6
滋賀県	3	11							11	4	4							4
京都府	2	6						1	5	8	16							16
大阪府	15	45						4	41	3	12							12
兵庫県	13	30						1	29	19	26	2						28
奈良県	10	16							16	7	9							9
和歌山県	3	3							3	10	12							12
鳥取県	1	7						2	5	4	6							6
島根県	7	12							12	2	3							3
岡山県	5	7							7	11	17							17
広島県	9	13							13	3	3							3
山口県	15	33							33	3	3							3
徳島県	12	24							24	5	6							6
香川県	7	12							12	6	9							9
愛媛県	8	19							19	3	5							5
高知県	4	4							4									
福岡県	15	26						1	25	7	18						1	17
佐賀県	7	8							8	2	2							2
長崎県	2	5							5	4	4							4
熊本県	4	6							6	1	1							1
大分県																		
宮崎県	1	1							1	1	1							1
鹿児島県																		
沖縄県	13	22						1	21	2	2							2

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（８b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設									灰の貯留施設									
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市		14							14	3	6							6
仙台市	2	9						2	7	3	3							3
さいたま市	2	6							6	4	5							5
千葉市	4	18							18	1	10							10
横浜市	4	20							20	4	20							20
川崎市	13	37							37	4	5							5
相模原市	8	19							19		7							7
新潟市	6	7							7	1	1							1
静岡市	5	9							9	2	2							2
浜松市	3	9							9									
名古屋市	5	24							24	2	5							5
京都市	5	13							13		5							5
大阪市	10	29							29		9							9
堺市	2	2							2	6	8							8
神戸市	1	3							3	4	8							8
岡山市	7	7							7	2	3							3
広島市	14	26							26	1	7							7
北九州市	3	21						2	19	10	62						1	61
福岡市	4	16							16	1	4							4
熊本市		2							2	2	2							2
函館市																		
旭川市																		
青森市	1	1							1	2	2							2
八戸市	6	12							12		3							3
盛岡市	1	2							2	1	1							1
秋田市	4	9							9	1	1							1
山形市	1	1							1	1	1							1
福島市										2	6							6
郡山市										2	2							2
いわき市	6	24	1					2	23									
水戸市																		
宇都宮市	5	14						2	12		4						1	3
前橋市	1	3							3	1	5						3	2
高崎市	1	3							3	2	2							2
川越市	2	4							4	2	4							4
川口市	1	3							3	1	2							2
越谷市		4							4	1	1							1
船橋市										2	3						1	2
柏市	1	2							2		1							1
八王子市	1	5						2	3	2	7							7
横須賀市	3	12	1					2	11	1	6							6
富山市	3	7							7	1	1							1
金沢市	2	2							2	1	1							1
福井市	2	4							4	1	1							1
甲府市																		
長野市	1	10						1	9	1	1							1
岐阜市	5	8							8									
豊橋市		3							3	2	3							3
岡崎市	1	2							2		2							2
豊田市	1	3							3	3	6						1	5
大津市	2	4							4	3	5							5
豊中市	1	6							6									
吹田市	1	2							2		5							5
高槻市	2	10							10		2							2
枚方市	3	4							4		7							7
八尾市	1	3							3	1	1							1
寝屋川市	1	3							3	1	1							1
東大阪市		10							10	2	2							2
姫路市	4	20						2	18	1	14						2	12
尼崎市	5	17							17	3	4							4
明石市		1							1	1	1							1
西宮市										2	2							2
奈良市	1	2							2	1	2							2
和歌山市	3	4							4	2	3							3
鳥取市	2	4							4	3	2	1						3
松江市	3	5							5		4							4
倉敷市	9	20		1					21	2	3							3
呉市																		
福山市	4	7	1						8	3	4							4
下関市																		
高松市	2	2							2	1	2							2
松山市	2	4							4									
高知市										1	2							2
久留米市										2	2							2
長崎市	1	4						1	3	2	2							2
佐世保市		2							2	3	5							5
大分市	3	16							16		1							1
宮崎市		2							2	1	1							1
鹿児島市										4	5							5
那覇市																		
合　計	631	1593	11	1	0	0	0	45	1560	406	852	7	0	0	0	0	17	842

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（９a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小　計																
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道	19	52						1	51	2	8	1				1	8
青森県	11	32						1	31								
岩手県	6	15							15								
宮城県	1	4							4								
秋田県	6	9							9								
山形県	12	14						2	12								
福島県	25	49						1	48	1		3					3
茨城県	33	66	4						70								
栃木県	8	11							11	1	1						1
群馬県	11	14							14		2					2	
埼玉県	55	130	1					3	128								
千葉県	40	102	2					1	103								
東京都	45	204	1					3	202	1	3						3
神奈川県	15	64						1	63								
新潟県	26	35						1	34								
富山県	7	24	1					1	24								
石川県	10	12	1						13								
福井県	7	13						4	9								
山梨県	4	4							4								
長野県	18	49						3	46								
岐阜県	22	32							32								
静岡県	28	54						1	53								
愛知県	37	61	2					1	62								
三重県	14	25						2	23								
滋賀県	7	15							15	1		1					1
京都府	10	22						1	21								
大阪府	18	57						4	53	1	4	1				4	1
兵庫県	32	56	2					1	57		1						1
奈良県	17	25							25		1					1	
和歌山県	13	15							15	1	1	1				1	1
鳥取県	5	13						2	11								
島根県	9	15							15								
岡山県	16	24							24								
広島県	12	16							16								
山口県	18	36							36			1				1	
徳島県	17	30							30								
香川県	13	21							21								
愛媛県	11	24							24	1		3					3
高知県	4	4							4								
福岡県	22	44						2	42								
佐賀県	9	10							10								
長崎県	6	9							9								
熊本県	5	7							7								
大分県																	
宮崎県	2	2							2								
鹿児島県																	
沖縄県	15	24						1	23								

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（９b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小　計																
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市	3	20							20								
仙台市	5	12						2	10								
さいたま市	6	11							11								
千葉市	5	28							28								
横浜市	8	40							40								
川崎市	17	42							42	1	28						28
相模原市	8	26							26								
新潟市	7	8							8								
静岡市	7	11							11								
浜松市	3	9							9								
名古屋市	7	29							29								
京都市	5	18							18		2					2	
大阪市	10	38							38	2	4						4
堺市	8	10							10								
神戸市	5	11							11								
岡山市	9	10							10								
広島市	15	33							33	1		1					1
北九州市	13	83						3	80	2	14	3				2	15
福岡市	5	20							20								
熊本市	2	4							4								
函館市																	
旭川市																	
青森市	3	3							3								
八戸市	6	15							15								
盛岡市	2	3							3								
秋田市	5	10							10								
山形市	2	2							2								
福島市	2	6							6								
郡山市	2	2							2								
いわき市	6	24	1					2	23								
水戸市																	
宇都宮市	5	18						3	15								
前橋市	2	8						3	5								
高崎市	3	5							5								
川越市	4	8							8								
川口市	2	5							5								
越谷市	1	5							5								
船橋市	2	3						1	2								
柏市	1	3							3								
八王子市	3	12						2	10								
横須賀市	4	18	1					2	17			1				1	
富山市	4	8							8	1	1						1
金沢市	3	3							3								
福井市	3	5							5								
甲府市																	
長野市	2	11						1	10								
岐阜市	5	8							8								
豊橋市	2	6							6								
岡崎市	1	4							4								
豊田市	4	9						1	8	1	40						40
大津市	5	9							9								
豊中市	1	6							6								
吹田市	1	7							7								
高槻市	2	12							12								
枚方市	3	11							11								
八尾市	2	4							4								
寝屋川市	2	4							4								
東大阪市	2	12							12								
姫路市	5	34						4	30								
尼崎市	8	21							21								
明石市	1	2							2								
西宮市	2	2							2								
奈良市	2	4							4								
和歌山市	5	7							7								
鳥取市	5	6	1						7								
松江市	3	9							9								
倉敷市	11	23		1					24								
呉市																	
福山市	7	11	1						12								
下関市																	
高松市	3	4							4								
松山市	2	4							4								
高知市	1	2							2								
久留米市	2	2							2								
長崎市	3	6						1	5								
佐世保市	3	7							7								
大分市	3	17							17								
宮崎市	1	3							3								
鹿児島市	4	5							5								
那覇市																	
合　計	1037	2445	18	1	0	0	0	62	2402	17	110	16	0	0	0	15	111

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（１０a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								下水道終末処理施設					
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道									3	4			1	3
青森県									1	1				1
岩手県									1	1				1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県									1	1				1
山形県														
福島県														
茨城県	3	3						3	4	4				4
栃木県	1	3						3	3	3				3
群馬県									1	1				1
埼玉県	2	6					2	4	10	10				10
千葉県	2	3						3	5	5				5
東京都									18	18				18
神奈川県	1	2						2	11	11				11
新潟県									1	1				1
富山県	1	1						1	2	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県														
長野県		1						1	3	3				3
岐阜県	1	3					2	1	2	2				2
静岡県	1	2						2	3	3				3
愛知県	3	3						3	8	8				8
三重県									1	1				1
滋賀県									2	2				2
京都府									3	3				3
大阪府	1	3						3	8	8				8
兵庫県									2	2				2
奈良県									1	1				1
和歌山県														
鳥取県									2	3			1	2
島根県														
岡山県									2	2				2
広島県	1	1						1						
山口県									3	3				3
徳島県														
香川県	1	2						2						
愛媛県									1	1				1
高知県														
福岡県									1	1				1
佐賀県	1	2						2						
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	1	2						2						

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（１０b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								下水道終末処理施設					
	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注2)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市									3	4			1	3
仙台市									2	2				2
さいたま市														
千葉市									2	4				4
横浜市									5	19				19
川崎市									2	3				3
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1						
静岡市	1	2						2	2	3				3
浜松市									2	2				2
名古屋市									6	6	1			7
京都市									3	3				3
大阪市									4	4				4
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市									4	4				4
岡山市														
広島市									4	5				5
北九州市									3	4				4
福岡市									3	3				3
熊本市									2	2				2
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市									1	2			1	1
山形市														
福島市														
郡山市									1	1				1
いわき市		1						1	1	1				1
水戸市														
宇都宮市									1	1				1
前橋市									1	3				3
高崎市									1	1				1
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市									1	1				1
柏市														
八王子市									1	2			1	1
横須賀市									1	1				1
富山市									2	2				2
金沢市	1	2						2	3	4				4
福井市														
甲府市									1	1				1
長野市									3	3				3
岐阜市									3	3				3
豊橋市									1	1				1
岡崎市														
豊田市														
大津市									1	1				1
豊中市									1	1				1
吹田市														
高槻市									1	4				4
枚方市									1	1				1
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市									2	2				2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市									2	2				2
明石市									2	2				2
西宮市									3	3				3
奈良市														
和歌山市									2	2				2
鳥取市									1	1				1
松江市									1	1				1
倉敷市									1	1				1
呉市														
福山市									1	1				1
下関市	1	1						1						
高松市									2	2				2
松山市														
高知市	1	3						3		1			1	
久留米市														
長崎市									1	1				1
佐世保市									1	1				1
大分市														
宮崎市									2	2				2
鹿児島市	1	4						4	1	1				1
那覇市														
合　計	30	57	0	0	0	0	4	53	207	240	1	0	6	235

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－９（１１a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設								合　計								
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
北海道									31	84	1					4	81
青森県									12	33						1	32
岩手県		1						1	8	18							18
宮城県		2						2	6	15							15
秋田県									7	10							10
山形県									12	14						2	12
福島県		1						1	30	59	4					2	61
茨城県	1	1						1	46	90	4						94
栃木県									15	22							22
群馬県									14	25						2	23
埼玉県		1						1	73	208	5					13	200
千葉県	2	3						3	51	118	2					1	119
東京都									64	225	1					3	223
神奈川県									29	82						1	81
新潟県	4	9						9	32	68						1	67
富山県									17	38	1					1	38
石川県									10	12	1						13
福井県									9	18						4	14
山梨県									4	4							4
長野県		2						2	22	61						3	58
岐阜県									28	44						2	42
静岡県		1						1	40	233	4					5	232
愛知県	1	1						1	57	92	2					1	93
三重県	1	1						1	19	36						2	34
滋賀県									13	23	2						25
京都府									14	26						1	25
大阪府									28	72	1					8	65
兵庫県									36	64	2					1	65
奈良県									18	27						1	26
和歌山県									14	16	1					1	16
鳥取県									8	20						3	17
島根県		1						1	10	17							17
岡山県									19	27							27
広島県	1	1						1	14	18							18
山口県	1	1						1	25	51	1					4	48
徳島県									18	32							32
香川県									16	29							29
愛媛県	2	5						5	19	47	3						50
高知県									4	4							4
福岡県	1	1						1	26	56						2	54
佐賀県									10	12							12
長崎県									6	9							9
熊本県									6	8							8
大分県																	
宮崎県	1	1						1	5	6							6
鹿児島県									1	1							1
沖縄県	1	1						1	18	28						1	27

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－９（１１b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設								合　計								
	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)	事業場数[注２)]	Ｒ１年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)	廃止(f)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c−f)
札幌市									6	24						1	23
仙台市									7	14						2	12
さいたま市									6	11							11
千葉市	1	1						1	9	34							34
横浜市									14	62							62
川崎市	1	1						1	21	74							74
相模原市	1	1						1	10	29							29
新潟市		1						1	10	15							15
静岡市									12	23							23
浜松市									6	12							12
名古屋市									15	43	1						44
京都市									9	30						2	28
大阪市									16	46							46
堺市									14	16							16
神戸市									9	15							15
岡山市									9	10							10
広島市									20	38	1						39
北九州市		1						1	20	104	3					5	102
福岡市									8	23							23
熊本市									4	6							6
函館市									1	1							1
旭川市									2	4							4
青森市									3	3							3
八戸市									9	34							34
盛岡市									2	3							3
秋田市									7	13						1	12
山形市									2	2							2
福島市									2	6							6
郡山市									3	3							3
いわき市		1						1	9	38	2					2	38
水戸市																	
宇都宮市	1	1						1	7	20						3	17
前橋市									3	11						3	8
高崎市									4	6							6
川越市									4	8							8
川口市									2	5							5
越谷市									1	5							5
船橋市									3	4						1	3
柏市									1	3							3
八王子市									4	14						3	11
横須賀市									5	19	2					3	18
富山市	1	2						2	8	13							13
金沢市									7	9							9
福井市									3	5							5
甲府市									1	1							1
長野市									5	14						1	13
岐阜市									8	11							11
豊橋市									3	7							7
岡崎市									1	4							4
豊田市									6	51						1	50
大津市									6	10							10
豊中市									2	7							7
吹田市									1	7							7
高槻市									3	16							16
枚方市									4	12							12
八尾市									2	4							4
寝屋川市									2	4							4
東大阪市									4	14							14
姫路市		1					1		11	57						5	52
尼崎市									10	23							23
明石市									3	4							4
西宮市		2						2	5	7							7
奈良市									2	4							4
和歌山市									7	9							9
鳥取市									6	7	1						8
松江市									4	10							10
倉敷市									12	24		1					25
呉市									2	3							3
福山市									8	12	1						13
下関市									2	2							2
高松市									5	6							6
松山市									2	4							4
高知市									2	6						1	5
久留米市									2	2							2
長崎市									4	7						1	6
佐世保市									4	8							8
大分市	2	3						3	6	21							21
宮崎市									3	5							5
鹿児島市									6	10							10
那覇市																	
合　計	23	49	0	0	0	0	1	48	1435	3453	46	1	0	0	0	105	3395

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１０（１a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
（　）内に再掲した。

表Ｉ－１０（１b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
　　（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１０（２a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	R2年度末事業場数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
　　（　）内に再掲した。

表Ｉ－１０（２b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	R2年度末事業場数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市													
水戸市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
　　（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１０（３a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設								
		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	R2年度末事業場数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
　　（　）内に再掲した。

表Ｉ－１０（３b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設								
		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	R2年度末事業場数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
山形市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
水戸市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
福井市									
甲府市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
吹田市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１０（４a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉												
		4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満（0.5㎡以上）	
	R2年度末事業場数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1					1	1(1)						
茨城県													
栃木県	1	2	2										
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)	1(1)	1(1)										
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	1	3	3										
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県						1	1						

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
　　（　）内に再掲した。

表Ｉ－１０（４b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉												
		4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満（0.5㎡以上）	
	R2年度末事業場数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数	R2年度末施設数	R1年度末施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市													
水戸市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市	2	2	2										
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合　計	7(1)	8(1)	8(1)	0	0	3	3(1)	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１０（５a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉 小計		合　計		
	R2年度末	R1年度末	R2年度末		R1年度末
	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	1(1)	1	1	1(1)
茨城県					
栃木県	2	2	1	2	2
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	3	3	1	3	3
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	1	1		1	1

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
（　）内に再掲した。

表Ｉ－１０（５b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉 小計		合　計		
	R2年度末	R1年度末	R2年度末		R1年度末
	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
八戸市					
盛岡市					
秋田市					
山形市					
福島市					
郡山市					
いわき市					
水戸市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
川口市					
越谷市					
船橋市					
柏市					
八王子市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
福井市					
甲府市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
吹田市					
高槻市					
枚方市					
八尾市					
寝屋川市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
明石市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
鳥取市					
松江市					
倉敷市	2	2	2	2	2
呉市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
佐世保市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合　計	11(1)	11(2)	7(1)	11(1)	11(2)

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１１（１a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

（施設種類別－都道府県別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設			硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設			ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－１１（１b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設			硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設			ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
水戸市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１１（２a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

（施設種類別－都道府県別）

	塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設			ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設			ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－１１（２b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設			ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設			ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
水戸市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１１（３a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設			ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－１１（３b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設			ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１１（４a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設			ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1	1	1				1	1	1						
茨城県															
栃木県	1	1	1				1	1	1						
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	1	1	1				1	1	1						
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－１１（４b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設			ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
水戸市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合　計	3	3	3	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１１（５a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	下水道終末処理施設			水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合　計		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県				1	1	1	1	1	1
山形県									
福島県							1	1	1
茨城県									
栃木県				1	1	1	2	2	2
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県							1	1	1
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－１１（５b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	下水道終末処理施設			水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合　計		
	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末	R2年度末		R1年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
山形市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
水戸市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
福井市									
甲府市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
吹田市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合　計	0	0	0	2	2	2	5	5	5

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（1a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一(c)
北海道	1	1		2	2								
青森県													
岩手県													
宮城県				2	2								
秋田県													
山形県													
福島県								2	2				
茨城県	2	2		4	4			2	2				
栃木県				2	2								
群馬県				1	1			1		1			
埼玉県				3	3								
千葉県	3	3											
東京都				1	1								
神奈川県				1	1								
新潟県				3	3								
富山県				1	1								
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	3	3		12	8		4						
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府				1			1						
兵庫県	1		1	1		1							
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県				4	4								
岡山県													
広島県													
山口県				10	7		3						
徳島県													
香川県													
愛媛県								2	2				
高知県													
福岡県													
佐賀県				1	1								
長崎県													
熊本県				1	1								
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県				1		1							

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（1b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) 注1）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) 注1）	別表第一 法施行前設置(b) 注2）	別表第一 法施行後設置(c) 注3）	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) 注1）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) 注1）	別表第一(c)
札幌市				1	1								
仙台市				1			1						
さいたま市													
千葉市	2	1	1										
横浜市													
川崎市	1	1		5	4		1						
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市				1	1								
京都市													
大阪市				7	7								
堺市				5	5								
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市	3	3		4	2		2						
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市				1	1						1		1
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市								1	1		1	1	
水戸市													
宇都宮市				1		1							
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市				1	1								
越谷市													
船橋市				1	1								
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市				1	1								
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市				2	2								
豊橋市				1			1						
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市				1	1								
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市				7	5		2	1	1		3		3
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市	3	2	1	2	2								
鳥取市													
松江市													
倉敷市	4	4		3	3								
呉市	2	2											
福山市	4	3	1										
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市	2	2											
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合　計	31	27	4	96	78	3	15	9	8	1	5	1	4

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（２a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	2	
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県				1	1					1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	1	1					2	1	1	3	2	1
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（２b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1		1							2		2
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市							6		6	10	1	9
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	2	1	1	4	3	1	9	2	7	29	15	14

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（３a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)
北海道				15	1	14	1		1	16	1	15
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県												
福島県	1	1		24	19	5	2	2		27	22	5
茨城県	3		3	25	20	5	3		3	31	20	11
栃木県	3	3		46	29	17	3	1	2	52	33	19
群馬県	1	1		11	4	7	2		2	14	5	9
埼玉県				24	10	14	2	2		26	12	14
千葉県				4	1	3				4	1	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				10	3	7				10	3	7
富山県				40	28	12				40	28	12
石川県				1	1					1	1	
福井県				8	8					8	8	
山梨県				1	1		1	1		2	2	
長野県				14	5	9	2		2	16	5	11
岐阜県				3	1	2				3	1	2
静岡県	5	4	1	67	35	32	4	2	2	76	41	35
愛知県	3		3	137	49	88	4		4	144	49	95
三重県	2	2		29	17	12	1		1	32	19	13
滋賀県				18	7	11	3	1	2	21	8	13
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府							1	1		1	1	
兵庫県	2		2	3	3					5	3	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県				2	2					2	2	
島根県												
岡山県												
広島県				3	3					3	3	
山口県				4	1	3				4	1	3
徳島県												
香川県	1		1	1	1					2	1	1
愛媛県												
高知県												
福岡県				20	8	12	2	1	1	22	9	13
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				17	4	13	1		1	18	4	14
大分県	1		1	2		2				3		3
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（３b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				4		4				4		4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				9	7	2				9	7	2
浜松市				7		7				7		7
名古屋市				14	13	1				14	13	1
京都市				11	5	6	1	1		12	6	6
大阪市												
堺市				5	5		1	1		6	6	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	1	1					2	1	1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市				2	2					2	2	
水戸市												
宇都宮市												
前橋市				3	2	1	1		1	4	2	2
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市				5		5				5		5
金沢市												
福井市				2		2	1		1	3		3
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				4	3	1				4	3	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				22	5	17	2		2	24	5	19
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市				8	8		2	1	1	10	9	1
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	1		1	14	14					15	14	1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市				8	8					8	8	
呉市												
福山市												
下関市				11	9	2				11	9	2
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				5		5				5		5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
那覇市												
合　計	24	11	13	683	355	328	41	15	26	748	381	367

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（４a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）
北海道	16	8		8	25	10	5	10	91	47	5	39
青森県	2			2	17	9	5	3	24	16	2	6
岩手県	4	2		2	16	6	3	7	15	9	4	2
宮城県	9	2		7	22	17		5	23	14		9
秋田県	3	1		2	8	6		2	33	12	2	19
山形県	7	2	3	2	4	2		2	15	4	2	9
福島県	11	1		10	27	20		7	38	20	1	17
茨城県	29	18		11	53	36	7	10	54	34	4	16
栃木県	11	7		4	29	9	2	18	23	18		5
群馬県	15	12		3	22	18		4	24	17	1	6
埼玉県	37	25		12	72	63		9	50	39		11
千葉県	45	27	1	17	66	41	4	21	48	29	4	15
東京都	107	48	8	51	38	13	1	24	31	21	2	8
神奈川県	32	12	6	14	25	21	3	1	13	6	4	3
新潟県	7	5		2	45	35		10	41	23	1	17
富山県	6	1		5	10	4		6	14	5		9
石川県					17	10		7	24	17		7
福井県					10	10			18	7	5	6
山梨県	3			3	14	8		6	13	9		4
長野県	7	7			19	9		10	39	23	2	14
岐阜県	2	2			29	12	4	13	46	23	6	17
静岡県	27	13	2	12	42	23	7	12	54	41	1	12
愛知県	48	23	4	21	44	34	1	9	53	40	2	11
三重県	21	8	2	11	26	18	2	6	38	13	13	12
滋賀県	4	1		3	19	13		6	32	14	1	17
京都府	3			3	17	9	4	4	24	16	1	7
大阪府	24	15		9	30	20	4	6	19	15		4
兵庫県	14	6		8	26	6	7	13	45	15	14	16
奈良県	6	4		2	20	10		10	30	26		4
和歌山県					11	5	2	4	23	13	2	8
鳥取県	3	3			4		3	1	19	16		3
島根県	5			5	4	2		2	18	9	4	5
岡山県	4	3		1	11	6		5	25	16	2	7
広島県	5	2	2	1	23	12	4	7	30	21	3	6
山口県	12	7		5	14	6	1	7	34	22	3	9
徳島県	1			1	19	14		5	35	18	5	12
香川県	5	4		1	6	4		2	20	13	2	5
愛媛県	14	5	1	8	19	8	3	8	33	24	4	5
高知県					11	3	2	6	18	10	4	4
福岡県	12	4		8	25	19	2	4	34	23	2	9
佐賀県	6			6	8	2	3	3	23	10	3	10
長崎県	5	3	1	1	12	2	10		37	7	9	21
熊本県	1	1			23	11	3	9	33	16	4	13
大分県	2			2	10	8		2	15	13		2
宮崎県	7	1	1	5	6	6			14	8	1	5
鹿児島県					20	12	2	6	45	29		16
沖縄県	9		2	7	15		12	3	30		7	23

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（４b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 法施行前設置(b) 注２）	別表第一 法施行後設置(c) 注３）	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 法施行前設置(b) 注２）	別表第一 法施行後設置(c) 注３）	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 法施行前設置(b) 注２）	別表第一 法施行後設置(c) 注３）
札幌市	9	4	3	2	5	4	1		3		1	2
仙台市	11	6		5	3	2		1	2	1		1
さいたま市	11	11							3	3		
千葉市	11	5	2	4	4	3		1	5	2		3
横浜市	26	14	4	8	5	3	1	1	3	2		1
川崎市	21	9		12	6	3	3		13	9		4
相模原市	7	4		3	1	1			8	8		
新潟市	9	5		4	7	1	4	2	12	7	1	4
静岡市	6		4	2	4		1	3	7		6	1
浜松市	7	3		4	6	4	1	1	6	5		1
名古屋市	19	9		10	2	2			2			2
京都市	11	3	2	6	4	2		2	4		2	2
大阪市	20	8	3	9	5	4		1	9	6	2	1
堺市	13	7		6	2			2	4	1		3
神戸市	11	6		5	3	1		2	2			2
岡山市	8	4	3	1	1	1			24	21		3
広島市	9	4		5	5	2		3	16	7	1	8
北九州市	15	11		4	3	1		2	12	2		10
福岡市	10	6		4	4	3		1	2	2		
熊本市	4	2		2					6	5		1
函館市	3	1		2	1			1	3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	5	1	2	2					1			1
八戸市	7	4	1	2	2			2	4	2		2
盛岡市	3	3			3	2		1	4	3		1
秋田市	3		2	1	3		1	2	5	4		1
山形市	1			1	1			1				
福島市	4	2	2									
郡山市	4	4			1	1			1	1		
いわき市	13	6	3	4	3	1	1	1	6	5		1
水戸市	3			3								
宇都宮市	4	2	1	1	5	3		2	5	2	1	2
前橋市	3			3	1			1	3	1		2
高崎市	3	3			3	1		2	5	3	2	
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
川口市	5	2		3								
越谷市	4	4										
船橋市	8	2		6					1			1
柏市	5	3		2	3		3		2	1	1	
八王子市	5	5			3	1		2	3	3		
横須賀市	6	3		3	4	2		2				
富山市	4		1	3					9	7		2
金沢市	5	3		2	4	2		2	4	2		2
福井市	3	3			2	1		1	4	2	1	1
甲府市					2	1		1	1	1		
長野市	3			3	2	1		1	6	5		1
岐阜市	5	5			3	2	1		4	4		
豊橋市	4	1	2	1	6	2		4	2		1	1
岡崎市	7	5		2					4	4		
豊田市	3			3	2	1		1	3	2		1
大津市					9	4		5	3	2		1
豊中市	4			4	2		1	1				
吹田市	2			2	2			2				
高槻市	3	2		1	2	1	1		2	2		
枚方市	4	2		2	2			2	3		1	2
八尾市	2	2							1	1		
寝屋川市	2			2					3		3	
東大阪市	7	3		4	4	2		2				
姫路市	11	4		7	11	5		6	4	2		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	3		1
明石市	3	3			2	2						
西宮市	5			5	1			1				
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	7	6		1	4	3		1	11	9		2
鳥取市	4	2		2	2	1		1	4	2		2
松江市					5		1	4				
倉敷市	8	5		3	6	4		2	13	11	1	1
呉市	4			4					5	2		3
福山市	4			4	6	5		1	6	6		
下関市	2			2					6	6		
高松市	5	2		3					4	2		2
松山市	7	3		4	3	2	1		8	3		5
高知市	3		3						3	1		2
久留米市	3	3			2			2	3	2		1
長崎市	4	2		2					1	1		
佐世保市	4	2	2		3			3	5	3		2
大分市	9	5	1	3	2	1		1	8	6		2
宮崎市	3			3	1	1			1			1
鹿児島市	6	2		4	3		2	1	12	5		7
那覇市												
合　計	1083	523	75	485	1237	705	130	402	1798	1051	156	591

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（５a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5㎡以上）			
	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）
北海道	61	16	1	44	14	10		4	7	1	1	5
青森県	41	11		30	5	3		2	6	4		2
岩手県	69	22		47	5	3		2	3	1		2
宮城県	47	8		39	10	4		6	4	3		1
秋田県	15	6		9	2	1		1	5	5		
山形県	54	14		40	3	1		2	5	2		3
福島県	10	6		4	14	5		9	5	4		1
茨城県	146	51	4	91	20	12		8	6	4	1	1
栃木県	60	22	2	36	17	7	1	9	3	2		1
群馬県	21	8		13	9	1		8	2			2
埼玉県	15	10	1	4	33	10	1	22	7	3		4
千葉県	64	13		51	19	9		10	11	5		6
東京都	34	20		14	37	16		21	13	6		7
神奈川県	26	9	6	11	9	4	1	4				
新潟県	50	16	2	32	17	8	1	8	15	12	2	1
富山県	20	7		13	5	4		1	3	2		1
石川県	34	13		21	2	2						
福井県	22	15	1	6	4	3	1		2	1		1
山梨県	15	5		10	5	4		1	5	3		2
長野県	37	23		14	6	3		3	4	2		2
岐阜県	54	47	1	6	23	19		4	4	2	2	
静岡県	68	28	7	33	19	10	1	8	16	4		12
愛知県	34	13	2	19	16	7	1	8	3	1		2
三重県	65	34		31	10	6		4	6	3		3
滋賀県	24	13		11	4	4			5	4		1
京都府	26	10		16	4	3		1				
大阪府	11	8		3	7	5		2	3	1		2
兵庫県	78	21	27	30	17	8	4	5	3	2		1
奈良県	90	35		55	13	5		8	2	2		
和歌山県	29	11		18	7	5		2	5	3		2
鳥取県	18	7		11					1	1		
島根県	19	6		13	2			2	3	1		2
岡山県	62	14		48	3	2		1	2	1		1
広島県	33	17	1	15	19	7		12	7	4	2	1
山口県	37	20		17	11	9		2	7	4		3
徳島県	47	22		25	6	6			2	1		1
香川県	58	18		40	9	8		1	2	2		
愛媛県	51	12	3	36	14	8	1	5	8	4		4
高知県	58	27		31	6	3		3	1			1
福岡県	74	35		39	25	24		1	7	7		
佐賀県	29	16	1	12	4	3		1	4	1		3
長崎県	17	7	9	1	4	3	1					
熊本県	36	8		28	3	3			4	3		1
大分県	13	5	1	7	7	6		1	2	2		
宮崎県	31	7		24	1	1						
鹿児島県	74	32		42	8	3		5	5	5		
沖縄県	23	1	1	21	7	1		6	4	1		3

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（５b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5㎡以上）			
	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）
札幌市	3	1		2					2	2		
仙台市	8	5		3								
さいたま市	1	1			4	4			2	2		
千葉市	9	4		5	4	3		1	1			1
横浜市	9	7		2	13	12		1	3	3		
川崎市	1	1			3			3	2	2		
相模原市	2	2			2	1		1				
新潟市	10	4		6	5	4		1	2	1	1	
静岡市	15	9		6	7	3		4	3	2		1
浜松市	14	10		4					1	1		
名古屋市	8	6		2	3	2		1	2			2
京都市	16	11		5	10	9		1	3	3		
大阪市	2			2	4	3		1				
堺市	7	3		4	2	2						
神戸市	10	5		5	1	1						
岡山市	7	2		5	2	2			1			1
広島市	9	6		3	1	1			1			1
北九州市	6	3		3								
福岡市	3			3								
熊本市	7	4		3					1	1		
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					1			1
青森市	9			9	4			4	1			1
八戸市	5	2		3	3	2		1	1	1		
盛岡市	5	3		2	1	1			1			1
秋田市	3	1	1	1								
山形市	4			4	1			1				
福島市	4	1	3		2		2		1	1		
郡山市	4	3		1	3	2		1				
いわき市	1			1	1			1				
水戸市	3		2	1								
宇都宮市	5			5	1	1						
前橋市	11	3		8	4	1		3	1			1
高崎市	4	1		3	4	1		3	1			1
川越市	1	1			1			1				
川口市					2			2				
越谷市	1			1	3			3	1			1
船橋市	2	1		1	3	2		1				
柏市	1			1	2		2					
八王子市	4	2		2	3	2		1	2			2
横須賀市	2			2								
富山市	13	4		9	4	1		3	1	1		
金沢市	8	5		3	3	2		1				
福井市	5	1		4	1	1			2	1		1
甲府市					1	1						
長野市	3			3								
岐阜市	6	3		3	4	4			1	1		
豊橋市	3	1		2								
岡崎市	3	3			5	4		1				
豊田市	1	1			1			1				
大津市	4	2		2								
豊中市					1		1					
吹田市	1			1					1	1		
高槻市	3	1	1	1								
枚方市	2	1		1	1	1						
八尾市									1	1		
寝屋川市												
東大阪市	2	2			3	2		1				
姫路市	7	4		3	2	2						
尼崎市	1	1			2	2						
明石市					1	1						
西宮市									1			1
奈良市	13	8		5	3	2		1	2	1		1
和歌山市	8	7		1	1			1	3	2		1
鳥取市	11	6		5	4	4						
松江市					1	1						
倉敷市	5	4		1	2	1		1				
呉市	6	4		2	1			1				
福山市	22	15		7	1	1						
下関市	5	2		3					1	1		
高松市	8	4		4								
松山市	10	6		4	1	1						
高知市	13	4		9	1			1				
久留米市	4	1		3	2	2						
長崎市	3	1		2	3	3						
佐世保市	3	1		2					1	1		
大分市	5			5	1			1				
宮崎市	8	3		5	1			1				
鹿児島市	10	5		5	3	2		1				
那覇市												
合　計	2419	974	77	1368	638	366	18	254	260	148	9	103

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（６a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－都道府県別）

	廃棄物焼却炉				合　計			
	小　計							
	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一		Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一	
			法施行前設置(b)注２）	法施行後設置(c)注３）			法施行前設置(b)注２）	法施行後設置(c)注３）
北海道	214	92	12	110	233	96	12	125
青森県	95	43	7	45	95	43	7	45
岩手県	112	43	7	62	112	43	7	62
宮城県	115	48		67	118	51		67
秋田県	66	31	2	33	66	31	2	33
山形県	88	25	5	58	88	25	5	58
福島県	105	56	1	48	134	80	1	53
茨城県	308	155	16	137	347	183	16	148
栃木県	143	65	5	73	197	100	5	92
群馬県	93	56	1	36	110	62	1	47
埼玉県	214	150	2	62	243	165	2	76
千葉県	253	124	9	120	260	128	9	123
東京都	260	124	11	125	261	125	11	125
神奈川県	105	52	20	33	106	53	20	33
新潟県	175	99	6	70	188	105	6	77
富山県	58	23		35	99	52		47
石川県	77	42		35	78	43		35
福井県	56	36	7	13	64	44	7	13
山梨県	55	29		26	57	31		26
長野県	112	67	2	43	128	72	2	54
岐阜県	158	105	13	40	161	106	13	42
静岡県	226	119	18	89	302	160	18	124
愛知県	198	118	10	70	358	179	10	169
三重県	166	82	17	67	198	101	17	80
滋賀県	88	49	1	38	109	57	1	51
京都府	74	38	5	31	78	40	5	33
大阪府	94	64	4	26	96	65	4	27
兵庫県	183	58	52	73	190	61	53	76
奈良県	161	82		79	161	82		79
和歌山県	75	37	4	34	75	37	4	34
鳥取県	45	27	3	15	47	29	3	15
島根県	51	18	4	29	55	22	4	29
岡山県	107	42	2	63	107	42	2	63
広島県	117	63	12	42	120	66	12	42
山口県	115	68	4	43	129	76	4	49
徳島県	110	61	5	44	110	61	5	44
香川県	100	49	2	49	102	50	2	50
愛媛県	139	61	12	66	142	64	12	66
高知県	94	43	6	45	94	43	6	45
福岡県	177	112	4	61	202	123	4	75
佐賀県	74	32	7	35	79	35	7	37
長崎県	75	22	30	23	76	23	30	23
熊本県	100	42	7	51	119	47	7	65
大分県	49	34	1	14	52	34	1	17
宮崎県	59	23	2	34	60	24	2	34
鹿児島県	152	81	2	69	152	81	2	69
沖縄県	88	3	22	63	89	3	23	63

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（６b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－政令市別）

	廃棄物焼却炉				合　計			
	小　計							
	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 法施行前設置(b) 注２）	別表第一 法施行後設置(c) 注３）	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 法施行前設置(b) 注２）	別表第一 法施行後設置(c) 注３）
札幌市	22	11	5	6	23	12	5	6
仙台市	24	14		10	25	14		11
さいたま市	21	21			21	21		
千葉市	34	17	2	15	36	18	2	16
横浜市	59	41	5	13	63	41	5	17
川崎市	46	24	3	19	52	29	3	20
相模原市	20	16		4	20	16		4
新潟市	45	22	6	17	45	22	6	17
静岡市	42	14	11	17	51	21	11	19
浜松市	34	23	1	10	41	23	1	17
名古屋市	36	19		17	51	33		18
京都市	48	28	4	16	60	34	4	22
大阪市	40	21	5	14	47	28	5	14
堺市	28	13		15	39	24		15
神戸市	27	13		14	27	13		14
岡山市	43	30	3	10	43	30	3	10
広島市	41	20	1	20	44	22	1	21
北九州市	36	17		19	45	23		22
福岡市	19	11		8	19	11		8
熊本市	18	12		6	18	12		6
函館市	10	5		5	10	5		5
旭川市	10	5		5	10	5		5
青森市	20	1	2	17	20	1	2	17
八戸市	22	11	1	10	25	12	1	12
盛岡市	17	12		5	17	12		5
秋田市	14	5	4	5	14	5	4	5
山形市	7			7	7			7
福島市	11	4	7		11	4	7	
郡山市	13	11		2	13	11		2
いわき市	24	12	4	8	30	18	4	8
水戸市	6		2	4	6		2	4
宇都宮市	20	8	2	10	21	8	3	10
前橋市	23	5		18	27	7		20
高崎市	20	9	2	9	20	9	2	9
川越市	9	4	1	4	10	5	1	4
川口市	7	2		5	8	3		5
越谷市	9	4		5	9	4		5
船橋市	14	5		9	15	6		9
柏市	13	4	6	3	13	4	6	3
八王子市	20	13		7	20	13		7
横須賀市	12	5		7	12	5		7
富山市	31	13	1	17	37	14	1	22
金沢市	24	14		10	24	14		10
福井市	17	9	1	7	20	9	1	10
甲府市	4	3		1	4	3		1
長野市	14	6		8	14	6		8
岐阜市	23	19	1	3	25	21	1	3
豊橋市	15	4	3	8	20	7	3	10
岡崎市	19	16		3	21	17		4
豊田市	10	4		6	34	9		25
大津市	16	8		8	16	8		8
豊中市	7		2	5	7		2	5
吹田市	6	1		5	6	1		5
高槻市	10	6	2	2	10	6	2	2
枚方市	12	4	1	7	13	5	1	7
八尾市	4	4			14	13		1
寝屋川市	5		3	2	5		3	2
東大阪市	16	9		7	16	9		7
姫路市	35	17		18	67	37		30
尼崎市	17	10	1	6	17	10	1	6
明石市	6	6			6	6		
西宮市	7			7	7			7
奈良市	26	19		7	27	19		8
和歌山市	34	27		7	39	31		8
鳥取市	25	15		10	25	15		10
松江市	6	1	1	4	6	1	1	4
倉敷市	34	25	1	8	49	40	1	8
呉市	16	6		10	18	8		10
福山市	39	27		12	43	30		13
下関市	14	9		5	25	18		7
高松市	17	8		9	18	9		9
松山市	29	15	1	13	29	15	1	13
高知市	20	5	3	12	20	5	3	12
久留米市	14	8		6	19	8		11
長崎市	11	7		4	11	7		4
佐世保市	16	7	2	7	16	7	2	7
大分市	25	12	1	12	27	14	1	12
宮崎市	14	4		10	14	4		10
鹿児島市	34	14	2	18	35	15	2	18
那覇市								
合　計	7435	3767	465	3203	8339	4268	468	3603

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（７a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（7b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注1）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二(a) 注1）	別表第一 法施行前設置(b) 注2）	別表第一 法施行後設置(c) 注3）	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注1）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注1）	別表第一 (c)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市													
水戸市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（８a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（８b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（９a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)	Ｒ２年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（９b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)	Ｒ２年度末施設数 (a+c)	附則別表第二(a) 注１）	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（１０a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1						
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府	1	1														
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県									1	1						
香川県																
愛媛県	3	3														
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									1		1					

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（１０b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市	2	2														
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	8	8	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１２（１１a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	廃棄物焼却炉												合　計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5㎡以上）				小　計							
	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1			1	1		
茨城県																
栃木県									2	2			2	2		
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府									1	1			1	1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県									1	1			1	1		
香川県																
愛媛県									3	3			3	3		
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									1		1		1		1	

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１２（１１b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	廃棄物焼却炉												合　計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5㎡以上）				小　計							
	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）	R２年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注1）	別表第一 法施行前設置(b)注2）	別表第一 法施行後設置(c)注3）
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市									2	2			2	2		
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	11	10	1	0	11	10	1	0

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｉ－１３　　適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３５条第２項に基づく通知受理件数	0	0
法第３５条第３項に基づく要請件数	0	0
法第３６条第２項に基づく要求等件数	0	0

表Ｉ－１４　　その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第１４条第１項に基づく届出件数[注１)]	170	23
法第１８条に基づく届出件数[注２)]	502	197
瀬戸内海法第８条第１項（第４項）に基づく許可（届出）件数[注３)]	－	10
瀬戸内海法第９条に基づく届出件数[注４)]	－	9

注１）規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。
注２）使用廃止以外の変更届出の件数。
注３）規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。
注４）使用廃止以外の変更届出の件数。

表Ｉ－１５　　適用除外等の状況

（大気関係・水質関係－都道府県別）

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

（大気関係・水質関係－政令市別）

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	0	0	0	0	0	0

表Ｉ－１６（１a）　その他の届出等の状況
（大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別－都道府県別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他[注1]	18条変更[注2]	14条変更その他[注1]	18条変更[注2]	８条変更その他[注3]	９条変更[注2]
北海道	2	11		7		
青森県		5				
岩手県	1	9				
宮城県	3			2		
秋田県	3	6	1			
山形県						
福島県	10			1		
茨城県	2	22		12		
栃木県	4	15		1		
群馬県	4	9		1		
埼玉県	1	18	1	6		
千葉県	21	27	1	7		
東京都	2	21	3	31		
神奈川県		5		1		
新潟県		3	2	2		
富山県	1	10		2		
石川県	1	3				
福井県	1	1	1	1		
山梨県	2	1				
長野県		11		1		
岐阜県	1					
静岡県	7	19		7		
愛知県	7	22		9		
三重県				1		
滋賀県		9				
京都府	3	5	1			
大阪府	1	6	3	7		
兵庫県	2	16	1	8		1
奈良県	1	6		4		
和歌山県	1					
鳥取県	4	4				
島根県	5	9		1		
岡山県	1	6		2		
広島県	1	10				
山口県	4	8			2	2
徳島県	4	7				1
香川県	6	1		1		
愛媛県	2	8		1	2	
高知県		2				
福岡県	2	8	2	7	1	
佐賀県		2				
長崎県		4				
熊本県		11		3		
大分県	2	1				
宮崎県	5	2		1		
鹿児島県	1	7				
沖縄県						

注１）法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
注２）法「18条変更」及び瀬戸内海法「９条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
注３）瀬戸内海法「８条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。

表Ｉ－１６（1b）　その他の届出等の状況
（大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別－政令市別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他注1）	18条変更注2）	14条変更その他注1）	18条変更注2）	８条変更その他注3）	９条変更注2）
札幌市		3				
仙台市	11	1				
さいたま市						
千葉市	2					
横浜市	1	30		35		
川崎市						
相模原市		3				
新潟市	1	2				
静岡市						
浜松市	3	3				
名古屋市				6		
京都市	3	5	1	6		
大阪市	2	7				
堺市	1	7				
神戸市						
岡山市	7	11				
広島市	1	1	1	1		
北九州市	5	7	1			
福岡市						
熊本市						
函館市		1				
旭川市		1		1		
青森市						
八戸市	1	4		3		
盛岡市						
秋田市		2		2		
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市	2	2	3	2		
水戸市						
宇都宮市						
前橋市		6				
高崎市		3				
川越市						
川口市						
越谷市	4					
船橋市		2				
柏市						
八王子市		2				
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市		6		2		
甲府市		1		1		
長野市						
岐阜市		2		3		
豊橋市						
岡崎市		1				
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市		1				1
八尾市		4				
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市	3	8		4	4	2
尼崎市		1		1		
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市					1	
鳥取市	1					
松江市	1	2	1			
倉敷市		6		1		1
呉市		1				1
福山市	1	6		1		
下関市		1				
高松市						
松山市						
高知市				1		
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市	2	9				
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	170	502	23	197	10	9

注１）法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
注２）法「18条変更」及び瀬戸内海法「９条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
注３）瀬戸内海法「８条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－１　　報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	34	3
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	2,852	605
法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数	374	97

表Ⅱ－２（１）　　命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

	大気関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況[注3]	その他
			基準超過判明の端緒[注2]			
			設置者による測定	行政		
法第１５条に基づく計画変更命令件数	0	－	－	－	－	0
法第１５条に基づく計画廃止命令件数	0	－	－	－	－	0
法第１６条に基づく計画変更命令件数	0	－	－	－	－	0
法第１６条に基づく計画廃止命令件数	0	－	－	－	－	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	7	7	0	7	0	0
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	5	5	0	5	0	0
法第２３条第３項に基づく措置命令件数	0	－	－	－	－	0
口頭指導件数[注1]	312	22	20	2	224	66
文書指導件数[注1]	468	21	14	7	396	51
罰則適用件数	0	－	－	－	－	－

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－２（２）　　命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況[注3]	その他
			基準超過判明の端緒[注2]			
			設置者による測定	行政		
法第１５条に基づく計画変更命令件数	0	－	－	－	－	0
法第１５条に基づく計画廃止命令件数	0	－	－	－	－	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第２３条第３項に基づく措置命令件数	0	－	－	－	－	0
瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数[注1]	3	0	0	0	3	0
文書指導件数[注1]	26	0	0	0	19	7
罰則適用件数	0	－	－	－	－	－

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３　排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）注１）注２）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒注３）		件数	基準超過判明の端緒注３）	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		35 注４）	20	15	0	0	0
措置状況注５）	口頭指導件数	22	20	2	0	0	0
	文書指導件数	21	14	7	0	0	0
	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	7	0	7	0	0	0
	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	5	0	5	0	0	0
	法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	22	4	18	0	0	0
	その他	11 注６）	3	8	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	24	13	11	0	0	0
	対策実施中	9	5	4	0	0	0
	廃止	2	2	0	0	0	0
	未対応	0	0	0	0	0	0

注１）都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において令和元年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。なお同一案件に係る複数回にわたる超過は１件と見なす。
注２）令和元年度以前に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、令和２年度に執られた措置は含まない。
また令和２年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、令和３年度に執られた措置は含まない。
注３）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注４）アルミニウム合金製造用焙焼炉１件、焼結鉱の製造の用に供する焼結炉１件、廃棄物焼却炉３３件。
注５）表Ⅱ－１及び表Ⅱ－２に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。
注６）全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４　大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況[注1)]

アルミニウム合金製造用溶解炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)注3)]	自治体
6.1	5	設置者	改善等を文書指導。設置者による測定で基準値以下（0.087ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	愛知県

焼結鉱の製造の用に供する焼結炉　既設

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)注3)]	自治体
1.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.063ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	呉市

廃棄物焼却炉（4t/時以上）　新設

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)注3)]	自治体
0.15	0.1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.033ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	静岡県
0.46	0.1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.016ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	愛知県
0.11	0.1	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下（0.0060ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	沖縄県
0.26	0.1	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.017ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	富山市
0.25	0.1	行政	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下（0.012ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	宮崎市

廃棄物焼却炉（4t/時以上）　既設

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)注3)]	自治体
120	10	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の行政検査で基準値以下（1.4ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	山形県

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時未満）　既設

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)注3)]	自治体
12	5	設置者	改善等を口頭指導。R3.3.31施設使用廃止届出。	茨城県
12	5	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下（3.5ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	新潟県
1.4	1	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の行政検査で基準値以下（0.16ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	川越市

廃棄物焼却炉（2t/時未満）　新設

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注2)注3)]	自治体
6.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.1ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	岩手県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。R3.2.22施設使用廃止届出。	山形県

廃棄物焼却炉（2t/時未満）　新設（続き）

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況注２）注３）	自治体
6.8	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.62ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	静岡県
14	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.6ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	鳥取県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.5ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	香川県
6.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.9ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	福岡県
7.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.2ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	宮崎県
5.9	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.0017ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	宮崎県
54	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.0ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	鹿児島県
6.5	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.29ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	仙台市
8.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	新潟市
13	5	設置者	改善等を口頭指導及び文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.46ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	静岡市
11	5	行政	改善命令。改善後の行政検査で基準値以下（0.047ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	宮崎市

※平成９年１２月２日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満）　既設

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況注２）注３）	自治体
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.24ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	北海道
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.0025ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	青森県
36	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（8.6ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	広島県
16	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.1ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	徳島県
25	10	設置者	改善等を口頭指導。R3.4.2施設使用廃止届出。	徳島県
25	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（8.0ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	長崎県
18	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.69ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	熊本県
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（6.3ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	宮崎県

廃棄物焼却炉（2t/時未満）　既設（続き）

測定結果 (ng-TEQ/m³)	基準値 (ng-TEQ/m³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況注２）注３）	自治体
18	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（4.6ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	宮崎県
46	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.6ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	新潟市
34	10	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.1ng-TEQ/m³）となっていることを確認。	倉敷市

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても１件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注２）「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

注３）令和３年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－５　水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況[注１)]

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況[注２)]	自治体
※該当事業場なし。					

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても１件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表とし道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注２）令和３年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－６（１）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

	法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	法第３４条第１項に基づく立入検査件数	法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数
北海道		41	16
青森県		58	7
岩手県		4	2
宮城県		10	10
秋田県		84	9
山形県		75	13
福島県		16	10
茨城県		20	
栃木県		26	
群馬県		34	
埼玉県		106	15
千葉県		162	12
東京都		66	13
神奈川県		12	
新潟県	1	34	2
富山県			
石川県		28	
福井県		34	8
山梨県		33	3
長野県		211	4
岐阜県		80	5
静岡県		85	5
愛知県		447	8
三重県		44	1
滋賀県		5	5
京都府	1	25	4
大阪府	2	28	5
兵庫県		39	
奈良県		25	
和歌山県		7	
鳥取県		39	4
島根県		15	3
岡山県		12	1
広島県		20	5
山口県		2	2
徳島県		19	2
香川県	3	89	5
愛媛県			
高知県		1	
福岡県		116	2
佐賀県		15	
長崎県		187	
熊本県		3	2
大分県		11	
宮崎県		32	32
鹿児島県		9	8
沖縄県	1	10	5

（政令市別）

	法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	法第３４条第１項に基づく立入検査件数	法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数
札幌市		3	
仙台市	7	14	2
さいたま市		18	2
千葉市		2	2
横浜市		8	4
川崎市		2	2
相模原市		14	7
新潟市	1	6	4
静岡市		7	2
浜松市		7	
名古屋市		11	3
京都市	6	6	6
大阪市		20	
堺市		9	9
神戸市		1	1
岡山市			
広島市		1	1
北九州市		20	4
福岡市		3	
熊本市			
函館市		5	
旭川市		1	1
青森市		10	
八戸市		8	1
盛岡市			
秋田市	2	1	1
山形市		5	2
福島市		1	1
郡山市		2	2
いわき市		1	1
水戸市			
宇都宮市		3	3
前橋市			
高崎市		1	
川越市		11	10
川口市		6	
越谷市		5	2
船橋市		3	5
柏市		10	2
八王子市		8	
横須賀市		5	
富山市		3	2
金沢市			
福井市		15	6
甲府市		1	
長野市			
岐阜市		21	
豊橋市		4	4
岡崎市		2	2
豊田市		34	2
大津市			
豊中市			
吹田市	3	1	
高槻市		12	
枚方市			1
八尾市		9	1
寝屋川市		3	
東大阪市		3	4
姫路市		12	
尼崎市			
明石市			
西宮市			
奈良市			
和歌山市		4	4
鳥取市		3	3
松江市			
倉敷市		8	6
呉市			
福山市		23	3
下関市			
高松市		1	1
松山市			
高知市			
久留米市		1	1
長崎市	7	1	1
佐世保市		2	2
大分市		9	
宮崎市		7	7
鹿児島市		16	16
那覇市			
合　計	34	2852	374

表Ⅱ－６（２a）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第１５条に基づく計画変更命令件数	法第１５条に基づく計画廃止命令件数	法第１６条に基づく計画変更命令件数	法第１６条に基づく計画廃止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数					
						排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況[注2]	その他
							基準超過判明の端緒[注1]			
							設置者による測定	行政		
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県					1	1		1		
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県					4	4		4		
鹿児島県										
沖縄県										

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（２b）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第１５条に基づく計画変更命令件数	法第１５条に基づく計画廃止命令件数	法第１６条に基づく計画変更命令件数	法第１６条に基づく計画廃止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数					
						排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況[注2]	その他
							基準超過判明の端緒[注1]			
							設置者による測定	行政		
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市										
水戸市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市					2	2		2		
鹿児島市										
那覇市										
合　計	0	0	0	0	7	7	0	7	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（３a）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数						法第２３条第３項に基づく措置命令件数
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況[注2]	その他	
			基準超過判明の端緒[注1]				
			設置者による測定	行政			
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県	1	1		1			
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県	4	4		4			
鹿児島県							
沖縄県							

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（３b）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数						法第２３条第３項に基づく措置命令件数
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況[注2]	その他	
			基準超過判明の端緒[注1]				
			設置者による測定	行政			
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
水戸市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合　計	5	5	0	5	0	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（４a）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導）注3）					
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況注2）	その他
			基準超過判明の端緒注1）			
			設置者による測定	行政		
北海道	3	1	1		2	
青森県	1					1
岩手県	1				1	
宮城県	1				1	
秋田県	7				3	4
山形県	16	1	1		1	14
福島県						
茨城県	3	1	1		2	
栃木県	3				3	
群馬県	3				3	
埼玉県	10				9	1
千葉県	8					8
東京都	1				1	
神奈川県	2				2	
新潟県	2	2	2			
富山県	1				1	
石川県	4				4	
福井県	1					1
山梨県	1				1	
長野県						
岐阜県	1				1	
静岡県	9				7	2
愛知県	28				28	
三重県	8				4	4
滋賀県	1				1	
京都府						
大阪府						
兵庫県	15				11	4
奈良県	16				2	14
和歌山県						
鳥取県						
島根県	2				2	
岡山県	2				2	
広島県	2				2	
山口県	10				10	
徳島県	32	4	4		26	2
香川県	8	1	1		7	
愛媛県	7				7	
高知県						
福岡県	53	1	1		52	
佐賀県	1				1	
長崎県						
熊本県	3	2	2		1	
大分県	4				2	2
宮崎県						
鹿児島県	2				2	
沖縄県	3				1	2

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（４b）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導）注3）					
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況注2）	その他
			基準超過判明の端緒注1）			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市	1				1	
川崎市						
相模原市						
新潟市	5	5	5			
静岡市	6	1	1		5	
浜松市						
名古屋市	1				1	
京都市						
大阪市						
堺市	2					2
神戸市						
岡山市	4				4	
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市	4					4
福島市						
郡山市						
いわき市	2				2	
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市	1	1		1		
川口市						
越谷市	1				1	
船橋市						
柏市						
八王子市	2				2	
横須賀市						
富山市	1	1		1		
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市	2				1	1
豊橋市						
岡崎市	1				1	
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市	1	1	1			
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市	1				1	
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市	2				2	
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	312	22	20	2	224	66

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（５a）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導）注3）						罰則適用件数
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況注2）	その他	
			基準超過判明の端緒注1）				
			設置者による測定	行政			
北海道	1	1	1				
青森県	1	1	1				
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県	2	1	1			1	
福島県							
茨城県							
栃木県	1				1		
群馬県							
埼玉県							
千葉県	9					9	
東京都							
神奈川県	1				1		
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県	34				34		
長野県							
岐阜県							
静岡県	2	2	2				
愛知県	3	3	1	2			
三重県	2				2		
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県	88				88		
和歌山県							
鳥取県	2	1	1		1		
島根県							
岡山県							
広島県	1				1		
山口県							
徳島県	6	2	2		4		
香川県	1	1	1				
愛媛県							
高知県	80				80		
福岡県	44				44		
佐賀県	2				2		
長崎県	1	1	1				
熊本県	1				1		
大分県							
宮崎県							
鹿児島県	1	1		1			
沖縄県	1	1	1				

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（５b）　　大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導）注3）						罰則適用件数
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況注2）	その他	
			基準超過判明の端緒注1）				
			設置者による測定	行政			
札幌市							
仙台市	1	1		1			
さいたま市							
千葉市	18				18		
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	46	1	1		45		
静岡市	1	1	1				
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	44				44		
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
水戸市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市	1	1		1			
川口市							
越谷市	1				1		
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市	1	1		1			
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
岐阜市	12					12	
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	16				16		
鳥取市	7				7		
松江市							
倉敷市	30	1		1		29	
呉市							
福山市	5				5		
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市	1				1		
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合　計	468	21	14	7	396	51	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（１）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

	法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	法第３４条第１項に基づく立入検査件数	法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）
北海道		3	2
青森県		25	
岩手県		4	
宮城県		1	1
秋田県		4	
山形県		6	
福島県		5	2
茨城県		6	
栃木県		5	
群馬県		4	
埼玉県		53	6
千葉県		42	15
東京都		61	5
神奈川県		7	
新潟県		25	2
富山県			
石川県		12	
福井県		5	1
山梨県		2	
長野県		17	
岐阜県		30	
静岡県		26	3
愛知県		65	4
三重県		1	
滋賀県			
京都府		1	
大阪府		14	5
兵庫県		17	1
奈良県			
和歌山県		3	
鳥取県		7	1
島根県		5	
岡山県		5	
広島県		7	1
山口県			
徳島県			
香川県		8	2
愛媛県			
高知県			
福岡県		1	
佐賀県		1	
長崎県		7	
熊本県			
大分県			
宮崎県		9	4
鹿児島県			
沖縄県			

（政令市別）

	法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	法第３４条第１項に基づく立入検査件数	法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）
札幌市		2	
仙台市			
さいたま市			
千葉市		2	2
横浜市		5	10
川崎市		2	2
相模原市			
新潟市		1	1
静岡市			
浜松市			
名古屋市		7	1
京都市			
大阪市			
堺市			
神戸市		8	
岡山市			
広島市			
北九州市		6	1
福岡市		1	
熊本市		2	
函館市		1	
旭川市		1	1
青森市		1	
八戸市		26	
盛岡市			
秋田市			
山形市		1	
福島市			
郡山市		1	1
いわき市		1	1
水戸市			
宇都宮市			
前橋市			
高崎市			
川越市		1	1
川口市		1	
越谷市			
船橋市		1	1
柏市			
八王子市		1	1
横須賀市		4	
富山市		3	7
金沢市			
福井市		3	
甲府市			
長野市			
岐阜市		2	
豊橋市			
岡崎市			
豊田市			
大津市			
豊中市			
吹田市			
高槻市		3	
枚方市			
八尾市			
寝屋川市		3	
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
明石市			
西宮市			
奈良市			
和歌山市		3	3
鳥取市			
松江市			
倉敷市		2	2
呉市			
福山市		9	
下関市			
高松市		1	1
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市	3		
佐世保市		1	1
大分市		3	3
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
那覇市			
合　計	3	605	97

表Ⅱ－７（２a）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第１５条に基づく計画変更命令件数	法第１５条に基づく計画廃止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数					
				排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況[注2]	その他
					基準超過判明の端緒[注1]			
					設置者による測定	行政		
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（２b）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第１５条に基づく計画変更命令件数	法第１５条に基づく計画廃止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数					
				排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況[注2]	その他
					基準超過判明の端緒[注1]			
					設置者による測定	行政		
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
水戸市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市								
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（３a）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数					
		排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況[注2]	その他
			基準超過判明の端緒[注1]			
			設置者による測定	行政		
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（３b）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数					
		排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況[注2]	その他
			基準超過判明の端緒[注1]			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	0	0	0	0	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（４a）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第２３条第３項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数					
			排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況[注2]	その他
				基準超過判明の端緒[注1]			
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（４b）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２３条第３項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数					
			排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況[注2]	その他
				基準超過判明の端緒[注1]			
				設置者による測定	行政		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
水戸市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合　計	0	0	0	0	0	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（５a）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導）注3)	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況注2)	その他
			基準超過判明の端緒注1)			
			設置者による測定	行政		
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県	2				2	
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県	1				1	
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（５b）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導）注3）	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況注2）	その他
			基準超過判明の端緒注1）			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	3	0	0	0	3	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（６a）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導）注3）						罰則適用件数
		排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況注2）	その他	
			基準超過判明の端緒注1）				
			設置者による測定	行政			
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県	1				1		
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県	4				4		
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（６b）　　水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導）[注3]	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況[注2]	その他	罰則適用件数
			基準超過判明の端緒[注1]				
			設置者による測定	行政			
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	14				14		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
水戸市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市	7					7	
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合　計	26	0	0	0	19	7	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。
注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－１　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）[注1)]

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

大気基準適用施設		報告施設数 a	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 b	未報告施設数[注2)] 休止 c	未報告施設数[注2)] 未測定 d	報告対象施設数 a＋b＋c＋d
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		25	－	－	5	1	31
製鋼用電気炉		84	－	－	8	1	93
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		29	－	－	0	0	29
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		646	－	－	80	12	738
廃棄物焼却炉	４t/h以上	958	15	3	76	28	1,065
	２t/h以上～４t/h未満	1,093	7	2	103	26	1,224
	２t/h未満[注3)]	3,312	51	7	1,403	351	5,073
	小計	5,363	73	12	1,582	405	7,362
合計		6,147	73	12	1,675	419	8,253

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注３）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅲ－２　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況

（大気・全国）注１）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

大気基準適用施設		報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0	－	－	0
製鋼用電気炉		0	－	－	0
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		0	－	－	2
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		3	－	－	10
廃棄物焼却炉	４t/h以上	7	3	0	17
	２t/h以上～４t/h未満	10	2	0	20
	２t/h未満注２）	58	21	0	150
	小計	75	26	0	187
合計		78	26	0	199

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来する前に廃止届出がなされた施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅲ－３　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）[注1）注2）注3）]

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数[注4）]		報告対象事業場数 a＋b＋c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	24	1	0	25
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	3	0	2	5
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	3	0	0	3
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	4	0	0	4
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0	0	0
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	1	0	0	1
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設等	0	0	0	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	12	0	1	13
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	6	0	0	6
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	3
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	207	44	21	272
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	2	0	3
ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	12	1	0	13
下水道終末処理施設	196	5	2	203
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	19	2	1	22
合計	494	55	27	576

注１）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注２）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注３）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注４）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ－４　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況

（水質・全国）注１）注２）注３）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	0	0
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	0	0
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	1
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	0	0
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設等	0	0
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	2	6
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0
ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1
下水道終末処理施設	0	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	3	12

注１）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注２）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来する前に廃止届出がなされた事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注３）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１a）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉				製鋼用電気炉				亜鉛回収施設 焙焼炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道	1			1	2			2				
青森県												
岩手県												
宮城県					2			2				
秋田県												
山形県												
福島県									2			2
茨城県	2			2	4			4	2			2
栃木県					2			2				
群馬県					1			1	1			1
埼玉県					3			3				
千葉県	3			3								
東京都												
神奈川県					1			1				
新潟県					3			3				
富山県					1			1				
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	3			3	9	3		12				
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府					1			1				
兵庫県			1	1	1			1				
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県					2	2		4				
岡山県												
広島県												
山口県					7	3		10				
徳島県												
香川県												
愛媛県									2			2
高知県												
福岡県												
佐賀県					1			1				
長崎県												
熊本県					1			1				
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					1			1				

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（１b）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉				製鋼用電気炉				亜鉛回収施設 焙焼炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
札幌市					1			1				
仙台市					1			1				
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	5			5				
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市					7			7				
堺市					5			5				
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1	2		3	4			4				
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市					1			1				
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市									1			1
水戸市												
宇都宮市					1			1				
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市					1			1				
越谷市												
船橋市							1	1				
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市					1			1				
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市					2			2				
豊橋市					1			1				
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市					1			1				
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市					5			5	1			1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2			2				
鳥取市												
松江市												
倉敷市	3	1		4	3			3				
呉市	2			2								
福山市	3	1		4								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	25	5	1	31	84	8	1	93	9	0	0	9

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（２a）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県									1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1			1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２b）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1			1	1			1				
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市	1			1					2			2
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	3			3								
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	5	0	0	5	2	0	0	2	4	0	0	4

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（３a）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設								アルミニウム合金製造施設			
	乾燥炉				小　計				焙焼炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2			2	1			1
茨城県					2			2	2	1		3
栃木県									3			3
群馬県					2			2	1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									5			5
愛知県					1			1	2	1		3
三重県									2			2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1	1		2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県									1			1
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	2			2	3			3				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県									1			1
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３b）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設								アルミニウム合金製造施設			
	乾燥炉				小　計				焙焼炉			
	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)	報告施設数(a)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									1			1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市					2			2				
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市					4			4				
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	6			6	10			10				
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	9	0	0	9	29	0	0	29	20	3	0	23

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（４a）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小　計			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道	13	2		15	1			1	14	2		16
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1					1			1
秋田県												
山形県												
福島県	15	9		24	2			2	18	9		27
茨城県	17	8		25	3			3	22	9		31
栃木県	43	3		46	3			3	49	3		52
群馬県	9	1		10	1	1		2	11	2		13
埼玉県	23	4	1	28	4			4	27	4	1	32
千葉県	4			4					4			4
東京都												
神奈川県												
新潟県	8	2		10					8	2		10
富山県	39	1		40					39	1		40
石川県	1			1					1			1
福井県	8			8					8			8
山梨県			1	1		1		1		1	1	2
長野県	11	1		12	2			2	13	1		14
岐阜県	1	2		3					1	2		3
静岡県	59	10		69	4			4	68	10		78
愛知県	126	5		131	4			4	132	6		138
三重県	26	1		27	1			1	29	1		30
滋賀県	14		1	15	3			3	17		1	18
京都府		1	3	4						1	3	4
大阪府						1		1		1		1
兵庫県	3		1	4					4	1	1	6
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	2			2					2			2
島根県												
岡山県												
広島県	3			3					3			3
山口県	3		1	4					3		1	4
徳島県												
香川県	1			1					2			2
愛媛県												
高知県												
福岡県	17	1	2	20	1	1		2	18	2	2	22
佐賀県	1	2	1	4					1	2	1	4
長崎県	1			1					1			1
熊本県	14	4		18	1			1	15	4		19
大分県	2			2					3			3
宮崎県	1			1					1			1
鹿児島県												
沖縄県												

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４b）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小　計			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	2		1	3					2		1	3
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	10			10					10			10
浜松市	5			5					5			5
名古屋市	13	1		14					13	1		14
京都市	7	1		8	1			1	8	1		9
大阪市												
堺市	5			5	1			1	6			6
神戸市												
岡山市												
広島市	2			2	1			1	3			3
北九州市	1			1					2			2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市	2			2					2			2
水戸市												
宇都宮市												
前橋市	3			3		1		1	3	1		4
高崎市												
川越市	1			1					1			1
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市	5			5					5			5
金沢市												
福井市	2			2	1			1	3			3
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	3	1		4					3	1		4
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	18	4		22	1	1		2	19	5		24
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市	7	1		8	2			2	9	1		10
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14					9	5		14
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市		1		1						1		1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市	8			8					8			8
呉市												
福山市												
下関市	11			11					11			11
高松市	1			1					1			1
松山市												
高知市												
久留米市	5			5					5			5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市	1			1					1			1
那覇市												
合　計	589	71	12	672	37	6	0	43	646	80	12	738

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（５a）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	16	2				16	22			2	1	25
青森県	2					2	16			1		17
岩手県	4					4	15			1		16
宮城県	9					9	17			3		20
秋田県	3					3	8					8
山形県	6			1		7	5			2		7
福島県	11					11	26					26
茨城県	27					27	60					60
栃木県	10			2		12	28			1		29
群馬県	13			2		15	21			1		22
埼玉県	33			3		36	63		1	7		71
千葉県	39			2	2	43	55			4	5	64
東京都	81	11	1	8	10	100	24	3		9	3	36
神奈川県	29			3		32	20			5		25
新潟県	6			1		7	42				3	45
富山県	6					6	8			2		10
石川県							11			3		14
福井県							10					10
山梨県	3					3	14					14
長野県	6					6	20				2	22
岐阜県	2					2	27			2		29
静岡県	23			4		27	37			5		42
愛知県	42			2		44	40			2		42
三重県	18			3		21	21			4		25
滋賀県	3			1		4	17					17
京都府	3					3	17					17
大阪府	24					24	29			1		30
兵庫県	11				3	14	26	1				26
奈良県	6					6	16			4		20
和歌山県							11					11
鳥取県	3					3	4					4
島根県	5					5	4					4
岡山県	4					4	11					11
広島県	5					5	19			4		23
山口県	11			1		12	15			1		16
徳島県				1		1	17			2		19
香川県	5					5	5			1		6
愛媛県	17					17	19					19
高知県							10					10
福岡県	12					12	14		1	3	5	23
佐賀県	6					6	8					8
長崎県	5					5	8			4		12
熊本県	1					1	21			2		23
大分県	2					2	10					10
宮崎県	7					7	6					6
鹿児島県							19			2		21
沖縄県	9					9	15					15

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５b）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
札幌市	9					9	5					5
仙台市	10			1		11	3					3
さいたま市	11					11						
千葉市	9				2	11	3			1		4
横浜市	20			6		26	2			3		5
川崎市	18	2	2	1		21	6	3				6
相模原市	7					7	1					1
新潟市					9	9	5				2	7
静岡市	6					6	2			2		4
浜松市	7					7	2			4		6
名古屋市	13			6		19	2					2
京都市	11					11	2					2
大阪市	17			1		18	5					5
堺市	9			4		13	2					2
神戸市	11					11	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	7			2		9	2			2		4
北九州市	16					16	3					3
福岡市	10					10	4					4
熊本市	4					4						
函館市	3					3	1					1
旭川市	2					2	2					2
青森市	5					5						
八戸市	5			2		7	2					2
盛岡市	3					3	3					3
秋田市	3					3	3					3
山形市	2					2	1					1
福島市	4					4						
郡山市	4					4	1					1
いわき市	12			1		13	3					3
水戸市	3					3						
宇都宮市	4					4	2			1	2	5
前橋市	3					3					1	1
高崎市	3					3	2				1	3
川越市	2					2	3					3
川口市	5					5						
越谷市	3			1		4						
船橋市	4			4		8						
柏市	5					5	3					3
八王子市	5					5	3					3
横須賀市							2					2
富山市	4					4						
金沢市	5					5	4					4
福井市	3					3	2					2
甲府市							2					2
長野市	3					3	2					2
岐阜市	4			1		5	3					3
豊橋市	4					4	6					6
岡崎市	4			3		7						
豊田市	3					3	2					2
大津市							5					5
豊中市	4					4	1				1	2
吹田市	2					2	1			1		2
高槻市	3					3	2					2
枚方市	4					4	2					2
八尾市	2					2						
寝屋川市	2					2						
東大阪市	7					7	4					4
姫路市	11					11	9			2		11
尼崎市	6			1		7	1			2		3
明石市	3					3	1			1		2
西宮市	4			1		5	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	5			2		7	3			1		4
鳥取市	2				2	4	1			1		2
松江市							5					5
倉敷市	10					10	6					6
呉市	4					4						
福山市	4					4	5					5
下関市	2					2						
高松市	5					5						
松山市	5			1		6	1			2		3
高知市	3					3						
久留米市	3					3	2					2
長崎市	4					4						
佐世保市	2			2		4	3					3
大分市	9					9	1			1		2
宮崎市	3					3	1					1
鹿児島市	4			2		6	3					3
那覇市												
合　計	958	15	3	76	28	1065	1093	7	2	103	26	1224

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（６ａ）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	75			16		91	44	2		16	1	61
青森県	14			8		22	29			10		39
岩手県	10			5		15	58			13	3	74
宮城県	19			3	1	23	36			1	3	40
秋田県	29			5		34	12			2		14
山形県	12			5		17	49			9		58
福島県	32			5		37	6			4		10
茨城県	46			6		52	48	1		92	3	143
栃木県	18			3	2	23	39			17	4	60
群馬県	21			2	1	24	16			3	2	21
埼玉県	37		2	11	1	51	5			9	1	15
千葉県	38			8	2	48	23			36	4	63
東京都	16	2		2	12	30	17			3	14	34
神奈川県	10			3		13	13			13		26
新潟県	24			11	6	41	29	2		17	4	50
富山県	11			2	1	14	16			3	1	20
石川県	16			4		20	22	2	1	9	1	33
福井県	15	1		3		18	14			8		22
山梨県	10			3		13	11			4		15
長野県	28			9		37	22			12	2	36
岐阜県	34			11	1	46	31			22	1	54
静岡県	39			10	4	53	47		1	18	2	68
愛知県	39			15		54	26			8		34
三重県	26			9	3	38	28			20	5	53
滋賀県	19			10	3	32	14			10		24
京都府	16			7	1	24	19			6		25
大阪府	12			7		19	10			1		11
兵庫県	35	2		9	2	46	40	1		21	18	79
奈良県	23			7		30	39			25	26	90
和歌山県	23					23	20			9	1	30
鳥取県	10			9		19	10			8		18
島根県	16	1		2		18	12			5	2	19
岡山県	21			4		25	49			10		59
広島県	23			7		30	26	1		6	1	33
山口県	38			4	1	43	30			6		36
徳島県	32		1	3		36	35			12		47
香川県	17			2	1	20	34			12	10	56
愛媛県	28			5		33	35			12	4	51
高知県	9			9	1	19	22	1		17	19	58
福岡県	17	2		12	7	36	37			13	24	74
佐賀県	13			8		21	19			8	2	29
長崎県	25			12		37	12			8		20
熊本県	31	1		2		33	29			4	1	34
大分県	12			2		14	8			4	1	13
宮崎県	11			1	2	14	25			1	5	31
鹿児島県	30			11		41	54			15	2	71
沖縄県	27			2	2	31	17			5		22

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６b）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
札幌市	1			1		2	1			1		2
仙台市	2					2	8					8
さいたま市	3					3				1		1
千葉市	3			2		5	2			7		9
横浜市	2			1		3	5			4		9
川崎市	11	9		2		13	1					1
相模原市	8					8	2					2
新潟市	7			1	3	11	8			3		11
静岡市	4			2	1	7	10			5		15
浜松市	4			2		6	8			6		14
名古屋市				2		2	2			4	2	8
京都市	2			2		4	5	1		11		16
大阪市	5			4		9	2					2
堺市	4					4	3			3		6
神戸市				2		2	5			5		10
岡山市	13	7		8	2	23	5	3		1	1	7
広島市	10			6		16	4			4		8
北九州市	9			2		11	5					5
福岡市	1			1		2	3					3
熊本市	3			1	2	6	5			2		7
函館市				3		3	3					3
旭川市	1					1	4					4
青森市	1					1	6			3		9
八戸市	3					3	4			1		5
盛岡市	4					4	4					4
秋田市	2			3		5	2			1		3
山形市				1		1	3				1	4
福島市							3			1		4
郡山市	1					1	4					4
いわき市	2			2	2	6	1					1
水戸市							3					3
宇都宮市	3			2		5	4			1		5
前橋市	3					3	4			5	1	10
高崎市	4			1		5	2			2		4
川越市	2	1				2	1					1
川口市												
越谷市							1					1
船橋市	1					1				2		2
柏市	2					2					1	1
八王子市				3		3	4					4
横須賀市							2					2
富山市	7			2		9	9			4	1	14
金沢市	1			3		4	5			2	1	8
福井市	4					4	5			1		6
甲府市	1					1						
長野市	3			3		6	3					3
岐阜市	2			2		4	1			4	1	6
豊橋市	1			1		2	2			1		3
岡崎市	1			2	1	4	3					3
豊田市	3					3				1		1
大津市	2			1		3	1			3		4
豊中市												
吹田市							1					1
高槻市	2					2	1			2		3
枚方市	3	1				3	2	2				2
八尾市	1					1						
寝屋川市				3		3						
東大阪市							2					2
姫路市	4					4	4			1	2	7
尼崎市	4					4	1					1
明石市							1					1
西宮市												
奈良市	1			3		4	5			8		13
和歌山市	6			5		11	7			1		8
鳥取市	4					4	8			2	1	11
松江市												
倉敷市	9			4		13	5					5
呉市	5					5				6		6
福山市	3			3		6	15			4	3	22
下関市	2			4		6	3			2		5
高松市	3			1		4	5	1		3		8
松山市	5			3		8	5			5		10
高知市	3					3	6			2	5	13
久留米市	3					3	3				1	4
長崎市	1					1	1			2		3
佐世保市				5		5	2			1		3
大分市	8					8	2			1	2	5
宮崎市	1					1	7			1		8
鹿児島市	6			6		12	10					10
那覇市												
合　計	1327	27	3	399	65	1794	1501	17	2	697	190	2390

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（７a）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満（0.5m²以上）					
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	10	1		4		14	5			2		7
青森県	4			3		7	4			1		5
岩手県	4			1	1	6	3					3
宮城県	6			5	2	13	4					4
秋田県	2					2				5		5
山形県	2			1		3	5					5
福島県	10			2		12	3			1		4
茨城県	8			6		14	6			2		8
栃木県	9			7	1	17	2				1	3
群馬県	4			5		9	1			1		2
埼玉県	12		1	14	5	32	3			4		7
千葉県	12			6		18	6			4	1	11
東京都	12			8	16	36	4			1	8	13
神奈川県	5			3	1	9						
新潟県	8			9		17	8			7		15
富山県	4			1		5	2			1		3
石川県	2			2		4						
福井県	2			2		4	1			1		2
山梨県	5					5	5					5
長野県	3			3		6	4					4
岐阜県	12			11		23	3			1		4
静岡県	8			9	2	19	10			6		16
愛知県	10			5		15	2			1		3
三重県	6			4	1	11	4			2		6
滋賀県	3			1		4	2			2		4
京都府	3				1	4						
大阪府	4			1		5	2		1			3
兵庫県	9	2		5	4	18	1			1	1	3
奈良県	3			3	7	13				2		2
和歌山県	2			5		7	4			1		5
鳥取県										1		1
島根県	2					2	2			1		3
岡山県	1			2		3	2					2
広島県	15			4		19	5			1		6
山口県	3			6	1	10	1			6		7
徳島県	5			1		6	1				1	2
香川県	3			5	1	9	2					2
愛媛県	9			3	2	14	8					8
高知県	2			3	1	6					1	1
福岡県	2			5	18	25				1	6	7
佐賀県	2			1	1	4	3			1		4
長崎県	3					3						
熊本県	2			1		3	2			2		4
大分県	4			2	1	7	1			1		2
宮崎県	1					1						
鹿児島県	7			1		8	3	1		2		5
沖縄県	5			2		7				3	1	4

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７b）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満（0.5m²以上）					
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
札幌市							2					2
仙台市												
さいたま市	2			2		4	1			1		2
千葉市	3			1		4	1					1
横浜市	3			10		13				3		3
川崎市	2	2		1		3	2					2
相模原市	1			1		2						
新潟市	5					5	1			1		2
静岡市	5			1	1	7				2	1	3
浜松市							1					1
名古屋市	1			1	1	3	1			1		2
京都市	1			9		10				3		3
大阪市	2			2		4						
堺市	2					2						
神戸市	1					1						
岡山市	1			1		2	1	1				1
広島市	1					1	1					1
北九州市												
福岡市												
熊本市										1		1
函館市												
旭川市										1		1
青森市	2			1		3				1		1
八戸市	1			2		3	1					1
盛岡市	1					1	1					1
秋田市												
山形市	1					1						
福島市	1			1		2	1					1
郡山市	1			2		3						
いわき市	1					1						
水戸市												
宇都宮市				1		1						
前橋市	3					3				1		1
高崎市	3			1		4	1					1
川越市	1					1						
川口市	1			1		2						
越谷市	3					3	1					1
船橋市	2			1		3						
柏市					2	2						
八王子市	2					2	1				2	3
横須賀市												
富山市	2			2		4	1					1
金沢市				3	1	4						
福井市				1		1	2					2
甲府市	1					1						
長野市												
岐阜市	2			2		4	1					1
豊橋市												
岡崎市	1			4		5						
豊田市	1					1						
大津市												
豊中市				1		1						
吹田市							1					1
高槻市												
枚方市	1					1						
八尾市										1		1
寝屋川市												
東大阪市	2					2						
姫路市	2					2						
尼崎市	2					2						
明石市	1					1						
西宮市							1					1
奈良市	1			2		3				2		2
和歌山市	1					1	1			2		3
鳥取市	4					4						
松江市	1					1						
倉敷市	1			1		2						
呉市	1					1						
福山市				1		1						
下関市										1		1
高松市												
松山市				1		1						
高知市	1					1						
久留米市	2					2						
長崎市				2	2	4						
佐世保市							1					1
大分市	1					1						
宮崎市	1					1						
鹿児島市	3					3						
那覇市												
合　計	335	5	1	221	73	630	149	2	1	86	23	259

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（８a）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉						合　計					
	小　計											
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
北海道	172	5		40	2	214	189	5		42	2	233
青森県	69			23		92	69			23		92
岩手県	94			20	4	118	94			20	4	118
宮城県	91			12	6	109	94			12	6	112
秋田県	54			12		66	54			12		66
山形県	79			18		97	79			18		97
福島県	88			12		100	108			21		129
茨城県	195	1		106	3	304	225	1		115	3	343
栃木県	106			30	8	144	157			33	8	198
群馬県	76			14	3	93	90			16	3	109
埼玉県	153		4	48	7	212	183		4	52	8	247
千葉県	173			60	14	247	180			60	14	254
東京都	154	16	1	31	63	249	154	16	1	31	63	249
神奈川県	77			27	1	105	78			27	1	106
新潟県	117	2		45	13	175	128	2		47	13	188
富山県	47			9	2	58	87			10	2	99
石川県	51	2	1	18	1	71	52	2	1	18	1	72
福井県	42	1		14		56	50	1		14		64
山梨県	48			7		55	48			8	1	57
長野県	83			24	4	111	96			25	4	125
岐阜県	109			47	2	158	110			49	2	161
静岡県	164		1	52	8	225	232		1	62	8	303
愛知県	159			33		192	304			42		346
三重県	103			42	9	154	132			43	9	184
滋賀県	58			24	3	85	75			24	4	103
京都府	58			13	2	73	58			14	5	77
大阪府	81		1	10		92	82		1	11		94
兵庫県	122	6		36	28	186	127	6		37	30	194
奈良県	87			41	33	161	87			41	33	161
和歌山県	60			15	1	76	60			15	1	76
鳥取県	27			18		45	29			18		47
島根県	41	1		8	2	51	43	1		10	2	55
岡山県	88			16		104	88			16		104
広島県	93	1		22	1	116	96	1		22	1	119
山口県	98			24	2	124	108			27	3	138
徳島県	90		1	19	1	111	90		1	19	1	111
香川県	66			20	12	98	68			20	12	100
愛媛県	116			20	6	142	119			20	6	145
高知県	43	1		29	22	94	43	1		29	22	94
福岡県	82	2	1	34	60	177	103	2	1	36	62	202
佐賀県	51			18	3	72	53			20	4	77
長崎県	53			24		77	54			24		78
熊本県	86	1		11	1	98	102	1		15	1	118
大分県	37			9	2	48	40			9	2	51
宮崎県	50			2	7	59	51			2	7	60
鹿児島県	113	1		31	2	146	113	1		31	2	146
沖縄県	73			12	3	88	74			12	3	89

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８b）　　大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉						合　計					
	小　計											
	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)	報告施設数(a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数(b)	未報告施設数 休止(c)	未報告施設数 未測定(d)	報告対象施設数(a+b+c+d)
札幌市	18			2		20	19			2		21
仙台市	23			1		24	24			1		25
さいたま市	17			4		21	17			4		21
千葉市	21			11	2	34	22			12	2	36
横浜市	32			27		59	34			27	1	62
川崎市	40	16	2	4		46	46	16	2	4		52
相模原市	19			1		20	19			1		20
新潟市	26			5	14	45	26			5	14	45
静岡市	27			12	3	42	37			12	3	52
浜松市	22			12		34	27			12		39
名古屋市	19			14	3	36	33			15	3	51
京都市	21	1		25		46	29	1		26		55
大阪市	31			7		38	38			7		45
堺市	20			7		27	31			7		38
神戸市	20			7		27	20			7		27
岡山市	28	11		11	3	42	28	11		11	3	42
広島市	25			14		39	28			14		42
北九州市	33			2		35	40			4		44
福岡市	18			1		19	18			1		19
熊本市	12			4	2	18	12			4	2	18
函館市	7			3		10	7			3		10
旭川市	9			1		10	9			1		10
青森市	14			5		19	14			5		19
八戸市	16			5		21	19			5		24
盛岡市	16					16	16					16
秋田市	10			4		14	10			4		14
山形市	7			1	1	9	7			1	1	9
福島市	9			2		11	9			2		11
郡山市	11			2		13	11			2		13
いわき市	19			3	2	24	25			3	2	30
水戸市	6					6	6					6
宇都宮市	13			5	2	20	14			5	2	21
前橋市	13			6	2	21	16			7	2	25
高崎市	15			4	1	20	15			4	1	20
川越市	9	1				9	10	1				10
川口市	6			1		7	7			1		8
越谷市	8			1		9	8			1		9
船橋市	7			7		14	7			7	1	15
柏市	10				3	13	10				3	13
八王子市	15			3	2	20	15			3	2	20
横須賀市	4					4	4					4
富山市	23			8	1	32	29			8	1	38
金沢市	15			8	2	25	15			8	2	25
福井市	16			2		18	19			2		21
甲府市	4					4	4					4
長野市	11			3		14	11			3		14
岐阜市	13			9	1	23	15			9	1	25
豊橋市	13			2		15	17			3		20
岡崎市	9			9	1	19	11			9	1	21
豊田市	9			1		10	28			6		34
大津市	8			4		12	8			4		12
豊中市	5			1	1	7	5			1	1	7
吹田市	5			1		6	5			1		6
高槻市	8			2		10	8			2		10
枚方市	12	3				12	13	3				13
八尾市	3			1		4	12			2		14
寝屋川市	2			3		5	2			3		5
東大阪市	15					15	15					15
姫路市	30			3	2	35	54			8	2	64
尼崎市	14			3		17	14			3		17
明石市	6			1		7	6			1		7
西宮市	6			1		7	6			1		7
奈良市	11			15		26	11			16		27
和歌山市	23			11		34	28			11		39
鳥取市	19			3	3	25	19			3	3	25
松江市	6					6	6					6
倉敷市	31			5		36	45			6		51
呉市	10			6		16	12			6		18
福山市	27			8	3	38	30			9	3	42
下関市	7			7		14	18			7		25
高松市	13	1		4		17	14	1		4		18
松山市	16			12		28	16			12		28
高知市	13			2	5	20	13			2	5	20
久留米市	13				1	14	18				1	19
長崎市	6			4	2	12	6			4	2	12
佐世保市	8			8		16	8			8		16
大分市	21			2	2	25	23			2	2	27
宮崎市	13			1		14	13			1		14
鹿児島市	26			8		34	27			8		35
那覇市												
合　計	5363	73	12	1582	405	7362	6147	73	12	1675	419	8253

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（１a）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
					焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉	
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（１b）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
					焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉	
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
山形市														
福島市														
郡山市														
いわき市														
水戸市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
福井市														
甲府市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
吹田市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市								1						1
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
鳥取市														
松江市														
倉敷市														
呉市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合　計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（２a）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉			
	小　計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小　計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県											1			1
福島県														
茨城県														
栃木県						1				1				
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都											2	2		5
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県						2				2	2			2
愛知県						1				1				
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府											1	1		1
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														1
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（２b）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉			
	小　計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小　計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市					1	1			1	1				
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
山形市														
福島市														
郡山市														
いわき市											1			1
水戸市														
宇都宮市														2
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市														3
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市						1		2		3				
金沢市														
福井市														
甲府市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
吹田市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市		2	2	2					2	2				1
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
鳥取市														
松江市														
倉敷市														
呉市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合　計	0	2	2	2	1	6	0	2	3	10	7	3	0	17

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（３a）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道					4			5	1			3
青森県									2	1		3
岩手県					1	1		1				
宮城県	2			2					1			1
秋田県												
山形県	1			1	2			2	1			1
福島県												
茨城県	2			2	3	2		3	1	1		1
栃木県								1				1
群馬県								2				1
埼玉県				1	2			2	1			1
千葉県					1			2				7
東京都												1
神奈川県												1
新潟県												
富山県												1
石川県								1				1
福井県								3				
山梨県												
長野県	1	1		1					1	1		2
岐阜県												
静岡県				1				1				4
愛知県					2			4	1			1
三重県				1				2				1
滋賀県					1			1	1			1
京都府					3			3	1			2
大阪府					2	2		2				
兵庫県									2			4
奈良県												
和歌山県												1
鳥取県												1
島根県												
岡山県					1			1				1
広島県												1
山口県									1			3
徳島県								4				2
香川県												
愛媛県				2				1				1
高知県									1	1		1
福岡県	1			1				2				
佐賀県					1	1		1				
長崎県												
熊本県									1	1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												1

表Ⅲ－６（３b）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												1
千葉市												1
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												1
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市				1								1
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1					1			1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市	1			1								
水戸市												
宇都宮市												
前橋市				3								
高崎市									1	1		1
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												2
横須賀市					1			1				
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市								1				
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市				1								
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												3
下関市												
高松市					1	1		1	1	1		1
松山市												
高知市	1	1		1								
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市									1			1
鹿児島市												
那覇市												
合　計	10	2	0	20	25	7	0	47	20	7	0	65

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（４a）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m²以上）				小　計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道								1	5			9
青森県				1					2	1		4
岩手県									1	1		1
宮城県									3			3
秋田県												
山形県									5			5
福島県												
茨城県	1	1		1	1			1	8	4		8
栃木県				1				1				4
群馬県												3
埼玉県	1			2					4			6
千葉県									1			9
東京都	2	2		4					4	4		10
神奈川県												1
新潟県												
富山県				1								2
石川県				1								3
福井県					1			1	1			4
山梨県												
長野県									2	2		3
岐阜県				3								3
静岡県	1			1				1	3			10
愛知県				4				1	3			10
三重県				1								5
滋賀県									2			2
京都府									4			5
大阪府									3	3		3
兵庫県	1			1					3			5
奈良県												
和歌山県												1
鳥取県												1
島根県												
岡山県									1			2
広島県				2								3
山口県									1			3
徳島県												6
香川県				1								1
愛媛県				1								6
高知県					1	1		1	2	2		2
福岡県									1			3
佐賀県									1	1		1
長崎県				1								1
熊本県	1	1		1	1	1		1	3	3		3
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県				1								2

表Ⅲ－６（４b）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m²以上）				小　計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市	1			1					1			1
さいたま市												1
千葉市												1
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												1
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												2
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									2			2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市									2			2
水戸市												
宇都宮市												2
前橋市												3
高崎市									1	1		1
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												3
柏市												
八王子市												2
横須賀市									1			1
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												1
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												1
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												2
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												3
下関市												
高松市									2	2		2
松山市												
高知市	1	1		1					2	2		2
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市									1			1
鹿児島市												
那覇市												
合　計	9	5	0	30	4	2	0	8	75	26	0	187

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（５a）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	合　計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道	5			9
青森県	2	1		4
岩手県	1	1		1
宮城県	3			3
秋田県				
山形県	5			5
福島県				
茨城県	8	4		8
栃木県				5
群馬県				3
埼玉県	4			6
千葉県	1			9
東京都	4	4		10
神奈川県				1
新潟県				
富山県				2
石川県				3
福井県	1			4
山梨県				
長野県	2	2		3
岐阜県				3
静岡県	3			12
愛知県	3			11
三重県				5
滋賀県	2			2
京都府	4			5
大阪府	3	3		3
兵庫県	3			5
奈良県				
和歌山県				1
鳥取県				1
島根県				
岡山県	1			2
広島県				3
山口県	1			3
徳島県				6
香川県				1
愛媛県				6
高知県	2	2		2
福岡県	1			3
佐賀県	1	1		1
長崎県				1
熊本県	3	3		3
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				2

表Ⅲ－６（５b）　　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	合　計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				
仙台市	1			1
さいたま市				1
千葉市				1
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				1
静岡市	1			1
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				2
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市	2			2
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
八戸市				
盛岡市				
秋田市				
山形市				
福島市				
郡山市				
いわき市	2			2
水戸市				
宇都宮市				2
前橋市				3
高崎市	1	1		1
川越市				
川口市				
越谷市				
船橋市				3
柏市				
八王子市				2
横須賀市	1			1
富山市				3
金沢市				
福井市				
甲府市				
長野市				1
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				1
大津市				
豊中市				
吹田市				
高槻市				
枚方市				
八尾市				
寝屋川市				
東大阪市				
姫路市	2			6
尼崎市				
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
鳥取市				
松江市				
倉敷市				
呉市				
福山市				3
下関市				
高松市	2	2		2
松山市				
高知市	2	2		2
久留米市				
長崎市				
佐世保市				
大分市				
宮崎市	1			1
鹿児島市				
那覇市				
合　計	78	26	0	199

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（１a）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設				ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設				硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道	4	1		5								
青森県												
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県												
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県							1	1				
広島県												
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県												
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（１b）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設				ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設				硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
相模原市												
新潟市	1			1								
静岡市							1	1				
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
八戸市	1			1								
盛岡市												
秋田市	1			1								
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市	1			1								
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	24	1	0	25	3	0	2	5	0	0	0	0

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（２a）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設				担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設				塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県	1			1								
愛知県												
三重県									1			1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県	1			1								
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２b）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設				担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設				塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	3	0	0	3	1	0	0	1	4	0	0	4

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（３a）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設				ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設				4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	1			1								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（３b）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設				ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設				4-ｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市					1			1				
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（４a）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設				ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設				ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1			1								
茨城県												
栃木県									1			1
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県									3			3
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県									1			1
静岡県									3		1	4
愛知県												
三重県												
滋賀県									1			1
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４b）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設				ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設				ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									1			1
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市									1			1
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	1	0	0	1	0	0	0	0	12	0	1	13

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（５a）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設				廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道									5	1		6
青森県									1			1
岩手県									3			3
宮城県									1			1
秋田県									1			1
山形県									1			1
福島県									7	1		8
茨城県									4			4
栃木県									1	2		3
群馬県	1			1					2			2
埼玉県									3	1		4
千葉県									13	1	1	15
東京都									1			1
神奈川県									1	1		2
新潟県									4	2		6
富山県									4			4
石川県									3	1		4
福井県									1	2		3
山梨県									1			1
長野県												
岐阜県									5	1	1	7
静岡県					2			2	17	2	1	20
愛知県					1			1	11	3		14
三重県									4	3	1	8
滋賀県										1		1
京都府									2			2
大阪府									3			3
兵庫県									4			4
奈良県												
和歌山県									2			2
鳥取県												
島根県												
岡山県										2	14	16
広島県												
山口県									9		1	10
徳島県									4	1		5
香川県									5			5
愛媛県	1			1					2			2
高知県										4		4
福岡県	1			1					3	1		4
佐賀県										3		3
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県												

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５b）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設				廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市									1			1
さいたま市									2			2
千葉市									2			2
横浜市									8			8
川崎市									10			10
相模原市												
新潟市									1	1		2
静岡市									4	2	1	7
浜松市									1			1
名古屋市									3			3
京都市												
大阪市									1			1
堺市									1			1
神戸市												
岡山市	1			1								
広島市												
北九州市									2			2
福岡市												
熊本市									1			1
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1			1								
盛岡市									1			1
秋田市									2			2
山形市												
福島市												
郡山市									2			2
いわき市	1			1					5			5
水戸市												
宇都宮市									1			1
前橋市									2			2
高崎市									1			1
川越市									1			1
川口市									1			1
越谷市									1			1
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市									2			2
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市									1	1		2
岡崎市												
豊田市												
大津市										1		1
豊中市									1			1
吹田市												
高槻市												
枚方市										1		1
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市									3	1		4
尼崎市									3			3
明石市									1			1
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市									6			6
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市										2		2
高知市											1	1
久留米市												
長崎市									2	1		3
佐世保市									2	1		3
大分市									2			2
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	6	0	0	6	3	0	0	3	207	44	21	272

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（６a）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設				ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				下水道終末処理施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道	1			1					2	1		3
青森県									1			1
岩手県									1			1
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県		1		1								
茨城県					1			1	4			4
栃木県									3			3
群馬県									1			1
埼玉県					1			1	10			10
千葉県					1			1	4			4
東京都									17	1		18
神奈川県									11			11
新潟県									1			1
富山県					1			1	2			2
石川県												
福井県									1			1
山梨県												
長野県									3			3
岐阜県									2			2
静岡県					1			1	2		1	3
愛知県					1			1	7	1		8
三重県											1	1
滋賀県									2			2
京都府									3			3
大阪府					1			1	8			8
兵庫県									2			2
奈良県									1			1
和歌山県												
鳥取県									2			2
島根県												
岡山県									2			2
広島県												
山口県									3			3
徳島県												
香川県												
愛媛県		1		1					1			1
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県					1	1		2				

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（６b）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設				ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				下水道終末処理施設			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
札幌市									4			4
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市									3			3
横浜市									5			5
川崎市									2			2
相模原市												
新潟市					1			1				
静岡市					1			1	2			2
浜松市									2			2
名古屋市									6			6
京都市									3			3
大阪市									4			4
堺市									2			2
神戸市									4			4
岡山市												
広島市									4			4
北九州市									3			3
福岡市									3			3
熊本市									2			2
函館市									1			1
旭川市									1			1
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市									1			1
山形市												
福島市												
郡山市									1			1
いわき市												
水戸市												
宇都宮市									1			1
前橋市									1			1
高崎市									1			1
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市									2			2
横須賀市									1			1
富山市									2			2
金沢市									3			3
福井市												
甲府市									1			1
長野市									2	1		3
岐阜市									3			3
豊橋市									1			1
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市									1			1
吹田市												
高槻市									1			1
枚方市									1			1
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市									2			2
姫路市									2			2
尼崎市									2			2
明石市									2			2
西宮市									3			3
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市									1			1
倉敷市									1			1
呉市												
福山市									1			1
下関市					1			1				
高松市									2			2
松山市												
高知市					1			1		1		1
久留米市												
長崎市									1			1
佐世保市									1			1
大分市												
宮崎市									2			2
鹿児島市									1			1
那覇市												
合　計	1	2	0	3	12	1	0	13	196	5	2	203

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（７a）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合　計			
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未報告事業場数 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道					12	3		15
青森県					2			2
岩手県					5			5
宮城県					4			4
秋田県	2			2	3			3
山形県					1			1
福島県					8	2		10
茨城県	1			1	10			10
栃木県		1		1	5	3		8
群馬県					5			5
埼玉県					14	1		15
千葉県	2			2	21	1	1	23
東京都					18	1		19
神奈川県					12	1		13
新潟県	4			4	10	2		12
富山県					11			11
石川県					3	1		4
福井県					2	2		4
山梨県					1			1
長野県					3			3
岐阜県					9	1	1	11
静岡県					26	2	3	31
愛知県	1			1	23	4		27
三重県			1	1	6	3	3	12
滋賀県					3	1		4
京都府					5			5
大阪府					12			12
兵庫県					7			7
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					3			3
島根県					1			1
岡山県					2	2	15	19
広島県								
山口県	1			1	16		1	17
徳島県					5	1		6
香川県					5			5
愛媛県	1			1	6	1		7
高知県						4		4
福岡県	1			1	5	1		6
佐賀県						3		3
長崎県								
熊本県					2			2
大分県								
宮崎県	1			1	4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					1	1		2

注）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７b）　　水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合　計			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未報告事業場数 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市					4			4
仙台市					3			3
さいたま市					2			2
千葉市	1			1	6			6
横浜市					14			14
川崎市					12			12
相模原市								
新潟市					3	1		4
静岡市					8	2	2	12
浜松市					3			3
名古屋市					11			11
京都市					3			3
大阪市					5			5
堺市					3			3
神戸市					4			4
岡山市					1			1
広島市					4			4
北九州市					5			5
福岡市					3			3
熊本市					3			3
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市								
八戸市					2			2
盛岡市					1			1
秋田市					4			4
山形市								
福島市								
郡山市					3			3
いわき市	1			1	8			8
水戸市								
宇都宮市		1		1	2	1		3
前橋市					3			3
高崎市					2			2
川越市					1			1
川口市					1			1
越谷市					1			1
船橋市								
柏市								
八王子市					2			2
横須賀市					1			1
富山市					4			4
金沢市					3			3
福井市								
甲府市					1			1
長野市					2	1		3
岐阜市					3			3
豊橋市					2	1		3
岡崎市								
豊田市								
大津市					1	1		2
豊中市					2			2
吹田市								
高槻市					1			1
枚方市					1	1		2
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	6	1		7
尼崎市					5			5
明石市					3			3
西宮市					3			3
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市					1			1
倉敷市					7			7
呉市					1			1
福山市					1			1
下関市					2			2
高松市					2			2
松山市						2		2
高知市					1	1	1	3
久留米市								
長崎市					3	1		4
佐世保市					3	1		4
大分市	2			2	4			4
宮崎市					2			2
鹿児島市					1			1
那覇市								
合　計	19	2	1	22	494	55	27	576

注１）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（１a）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道	1	1				
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（１b）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	1	1	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（２a）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（２b）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（３a）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		4-ｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						1
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（３b）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		4-ｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	0	0	0	0	0	1

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（４a）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（４b）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ｼﾞｸﾛﾛｰ1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（５a）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						1
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						1
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						1
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						1
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（５b）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市					1	1
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市					1	1
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	0	0	0	0	2	6

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（６a）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						1
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県				1		
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						1
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						1
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（６b）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合　計	0	0	0	1	0	3

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（７a）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合　計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道			1	2
青森県				1
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				1
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				1
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				2
愛知県				
三重県				1
滋賀県				
京都府				
大阪府				1
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				1
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表Ⅲ－８（７b）　報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合　計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
八戸市				
盛岡市				
秋田市				
山形市				
福島市				
郡山市				
いわき市			1	1
水戸市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
川口市				
越谷市				
船橋市				
柏市				
八王子市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
福井市				
甲府市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
吹田市				
高槻市				
枚方市				
八尾市				
寝屋川市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
鳥取市				
松江市				
倉敷市				
呉市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市			1	1
佐世保市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合　計	0	0	3	12

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－９　　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	192	3
文書指導件数	324	19
一時使用停止命令	0	0
その他	1	0

注）未報告１件に対し、令和２年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表Ⅱ－２に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１０（a）　　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－都道府県別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道								
青森県								
岩手県	1							
宮城県								
秋田県	2				2			
山形県	1							
福島県								
茨城県	2							
栃木県								
群馬県								
埼玉県	7							
千葉県								
東京都								
神奈川県	2	1						
新潟県								
富山県	1							
石川県	4							
福井県								
山梨県	1	33				1		
長野県								
岐阜県	1							
静岡県	7							
愛知県	28							
三重県	1	1						
滋賀県	1							
京都府								
大阪府								
兵庫県	9				1			
奈良県	2	88						
和歌山県								
鳥取県		1						
島根県								
岡山県	2			1				
広島県	2	1						
山口県	10					4		
徳島県	26	4						
香川県	7							
愛媛県	7							
高知県		80						
福岡県	52	44						
佐賀県	1	2						
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県	2							
沖縄県	1							

注）未報告１件に対し、令和２年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１０（b）　　設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市	1							
川崎市								
相模原市								
新潟市		45				14		
静岡市								
浜松市								
名古屋市	1							
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市	4	17						
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市	2							
水戸市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市	1	1						
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市	1							
豊田市								
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市		5						
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市		1						
長崎市								
佐世保市								
大分市	2							
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合　計	192	324	0	1	3	19	0	0

注１）未報告１件に対し、令和２年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－１１　　設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

措　置　状　況		大気関係	水質関係
基準超過件数		20	0
	口頭指導件数	20	0
	文書指導件数	14	0
	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	0	0
	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	0	0
	法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	4	0
	その他	3	0

注）表Ⅱ－３排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において令和２年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表Ⅲ－１２　　設置者による測定結果の公表状況（大気関係・水質関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

公表方法	公表自治体数	
	大気関係	水質関係
ホームページ掲載	117	105
記者発表	32	31
白書	45	46
広報誌	5	3
閲覧	40	38

表Ⅳ－１　　環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等（全国）

		地域数
環境基準値を超過する土壌汚染が判明した地域 （汚染土壌の除去等の対策が完了した地域を含む）		49
	令和２年４月１日から令和３年３月３１日の間に新たに土壌汚染が判明した地域	4
	令和３年３月３１日現在、既に対策が完了した地域	36

表Ⅳ－２　　土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

令和２年４月１日～令和３年３月３１日		
法第２９条第１項に基づく対策地域の指定件数		0
法第３１条第１項に基づく対策計画の策定件数		0
法第３２条第１項に基づく対策計画の変更件数		0
令和３年３月３１日現在		
対策地域指定件数（累計）		6
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1)	3
対策事業が完了したものの地域指定は解除されていない地域数	(※2)	3
対策事業実施中の指定対策地域数		0
対策計画策定中の指定対策地域数		0

(※1)　・東京都大田区大森南
指定面積：365m^2
指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日

・和歌山県橋本市野字上山谷田
指定面積：4,930m^2
指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日

・香川県高松市新開西公園
指定面積：342m^2
指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日

(※2)　・東京都北区豊島五丁目
指定面積：13,409m^2
指定年月日：平成18年3月6日

・福島県双葉郡大熊町大字小入野
指定面積：8,970m^2
指定年月日：平成19年1月16日
区域変更：平成22年3月9日　（変更後の面積：257.8m^2）
（＊ 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。）

・東京都荒川区東尾久七丁目
指定面積：9,601m^2
指定年月日：平成26年2月21日

表Ⅳ－３　　報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）

（令和２年４月１日～令和３年３月３１日）

	事業場数	件数	試料採取数
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	0	0	－
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	13	15	－
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定	2	2	2
法第３６条第２項に基づく要求等	－	0	－

表Ⅳ－４（１a）　　報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－都道府県別）

	法第34条第１項に基づく報告徴収						法第34条第１項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場		大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

表Ⅳ－４（１b）　　報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－政令市別）

	法第34条第１項に基づく報告徴収						法第34条第１項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場		大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市							10	12			3	3
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合　計	0	0	0	0	0	0	10	12	0	0	3	3

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅳ－４（２a）　　報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－都道府県別）

	法第34条第１項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第２項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみを設置する事業場			水質基準対象施設のみを設置する事業場			大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場			資料の送付等協力の要求	ダイオキシン類による環境の汚染防止若しくはその除去に関する意見具申
	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	件数	件数
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県											
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

表Ⅳ－４（２b）　　報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－政令市別）

	法第34条第１項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第２項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみを設置する事業場			水質基準対象施設のみを設置する事業場			大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場			資料の送付等協力の要求	ダイオキシン類による環境の汚染防止若しくはその除去に関する意見具申
	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	件数	件数
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
八戸市											
盛岡市											
秋田市											
山形市											
福島市											
郡山市	1	1	1				1	1	1		
いわき市											
水戸市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
川口市											
越谷市											
船橋市											
柏市											
八王子市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
福井市											
甲府市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
吹田市											
高槻市											
枚方市											
八尾市											
寝屋川市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
明石市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
鳥取市											
松江市											
倉敷市											
呉市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
佐世保市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合　計	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ｖ－１　　都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

令和３年３月３１日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第８条第３項に基づく条例の制定状況（上乗せ排出基準関係）	な　し	な　し	
地方公共団体独自条例の制定状況	１４団体 岩手県、福島県、埼玉県、東京都、神奈川県、三重県、熊本県、札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、名古屋市、柏市、高知市	６団体 岩手県、神奈川県、山梨県、三重県、横浜市、川崎市	５団体 神奈川県、三重県、大阪府、横浜市、川崎市

注）「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。